

令和7年第4回玉城町議会定例会会議録（第2号）

- 1 招集年月日 令和7年9月10日（水）
2 招集の場所 玉城町議会本会議場
3 開 議 令和7年9月11日（木）（午前9時00分）
4 出席議員 (12名)
 1番 坂本 稔記 2番 南 雅彦 3番 山口 欣也
 4番 福田 泰生 5番 渡邊 昌行 6番 谷口 和也
 7番 井上 容子 8番 山路 善己 9番 前川さおり
 10番 中西 友子 12番 坪井 信義 13番 小林 豊
5 欠席議員 なし
6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名
 町 長 辻村 修一 副 町 長 田間 宏紀 教 育 長 山村 嘉寛
 会計管理者 真砂 浩行 総務防災課長 内山 治久 まちづくり推進課長 中川 泰成
 保健福祉課長 見並 智俊 税務住民課長 梅前 宏文 建設課長 平生 公一
 産業振興課長 里中 和樹 教育事務局長 山下 健一 上下水道課長 上村 和弘
 生活環境室長 松田 臣二 病院老健事務局長 竹郷 哲也 地域共生室長 山口 成人
 監査委員 大西 栄
7 職務のため出席した者の職・氏名
 議会事務局長 西岡 厚 同 書 記 福井希美枝 同 書 記 若宮 慎朔
8 日 程

第1 会議録署名議員の指名

1番 坂本 稔記 議員
12番 坪井 信義 議員

第2 町政一般に関する質問

順番	質 問 者	質 問 内 容
1	南 雅彦 P2-P10	(1) 玉城町内にある文化財の再認識と周知について (2) 玉城町内における計画道路の進捗状況について
2	坪井 信義 P10-P23	(1) 田丸駅南口（仮称）の開設への取組について (2) 町営プールの猛暑対策について
3	井上 容子 P23-P38	(1) 少子化対策について (2) 多様性を認める社会の実現にむけて
4	坂本 稔記 P38-P49	(1) 上下水道関連事業の現状と今後の展望について

(午前9時00分 開会)

◎開会の宣告

○議長（小林 豊） ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しております。

よって、令和7年第4回玉城町議会定例会第2日目の会議を開きます。

ここで、執行部より昨日の本会議においての発言の訂正並びに議案の訂正報告があります。

真砂会計管理者。

○会計管理者（真砂 浩行） 議案第48号 令和6年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について。私が口述した説明内容に一部誤りがございましたのでご報告いたします。

歳入19款寄附金についてでございます。前年度比較額に誤りがございました。正しくは、前年度と比べ6,554万4,485円の減少でございます。

ご迷惑をおかけしました。おわびして訂正いたします。

○議長（小林 豊） 上下水道課 上村課長。

○上下水道課長（上村 和弘） 議案第68号 令和7年度玉城町下水道事業会計補正予算（第1号）において、1ページ第2条中、収益的収入及び支出の予定額及び第3条中、資本的収入及び支出の予定額という表記が誤っていました。正しくは、第2条では収益的支出の予定額、第3条では資本的支出の予定額となりますので、おわびをし、訂正をいたします。

なお、後刻議案書の差し替えをさせていただきますのでよろしくお願いします。

○議長（小林 豊） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小林 豊） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

1番 坂本 稔記 議員 12番 坪井 信義 議員
の2名を指名します。

◎日程第2 町政一般に関する質問

○議長（小林 豊） 次に、日程第2 町政一般に関する質問を行います。

〔2番 南 雅彦 議員登壇〕

《2番 南 雅彦 議員》

○議長（小林 豊） 初めに、2番 南雅彦議員の質問を許します。

2番 南雅彦議員。

○2番（南 雅彦） 議長の許可をいただきましたので、通告書に従い、一般質問をさせていただきたいと思います。

玉城町内にある文化財の再確認と周知について。

私たちの住む玉城町には、国指定重要文化財や県指定の史跡、有形文化財、民俗文化財（無形）、民俗資料、さらには町指定の有形文化財や記念物（天然記念物）など、数多くの貴重な文化財が存在しています。加えて指定を受けてはいないものの、古くから地域に根差し、人々の信仰や暮らしと深く結びついてきたお寺や神社なども数多くあり、いずれも町にとって大切な財産であると考えます。今後、保護と活用の両面をどう考え対応していくのか所見を伺いたいと思います。

○議長（小林 豊） 山村教育長。

○教育長（山村 嘉寛） 町内の文化財に関する質問ですので、私のほうからお答えしたいと思います。

現在、町には国指定重要文化財2件、県の指定文化財5件、町の指定文化財が13件ほどあります。いずれも玉城町の歴史や環境を知る上で欠かせない貴重な財産であると考えております。また、指定はされていませんが、地域や個人で大切にされている未指定の文化財もたくさんあると考えています。これらは今後調査をし、所有者や地域の理解の下、条件が整えば指定をしていきたいと考えております。

文化財の保護と活用は難しい問題です。保護を重視すれば人の目に触れる機会が減りますし、活用を重視すれば劣化を進めることにもなりかねません。両者バランスを見極めながら文化財を長く後世に伝えるとともに、現在の方々が玉城町を知る資料として活用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小林 豊） 2番 南雅彦議員。

○2番（南 雅彦） ただいま教育長のほうから保護と活用について答弁いただきました。保護と活用の難しさというのを改めて教えていただいたような気持ちです。やはり先ほどおっしゃっていただいたように、保護と活用というのは非常に難しいということなんですけれども、さらに保護というのは文化財を傷つけてはいけないとか、すごくそういう観点があると思うんです。それで活用となればやはり人に見てもらうということですので、いろんな方に触れて見てもらうということで、国でもそういう課題にはなっていると思います。

次に移りたいと思います。

現在、玉城町内で指定にはなっていない文化財に等しいものがたくさんあると考えますが、保護の観点からも町指定を考えられている候補はあるのか伺いたいと思います。

○議長（小林 豊） 教育委員会事務局 山下参事。

○教育事務局長（山下 健一） 町指定を考えている候補はあるかということですが、も

ちろんございます。具体的な文化財の候補名というのは上げられませんけれども、近年の発掘調査で出土した埋蔵文化財、それから刀剣類、伝統ある祭りや行事など、江戸時代から残る建物、古文書などがあると考えております。これからは調査を進めるとともに、文化財調査委員会に諮問して意見を聞きながら指定を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小林 豊） 南議員。

○2番（南 雅彦） 今答弁いただきまして、前向きに考えていただいているところで理解いたしました。確かに玉城町というのはすごく歴史が深くて、旧石器時代の土器、上地山遺跡とか縄文時代のカリコ遺跡とかいろいろあると思います。それで昭和48年から49年に丘陵地掩蔽部の中垣内遺跡というのが調査があったと思います。そういう紀元前から今に至るまでのすごく歴史的なものがいっぱいあると思いますので、どれを指定していくかとかそういうのは執行部のほうにお任せして、前向きに考えていただいているということで、次の質間に移りたいと思います。

現在は県指定の文化財、資料、記念物などがありますが、国指定重要文化財に格上げを前提とした申請を考えているのか伺いたいと思います。

○議長（小林 豊） 教育委員会事務局 山下参事。

○教育事務局長（山下 健一） 国への格上げを前提とした申請を考えているのかにつきましては、現在2件ほど考えております。具体的に申しますと、南議員が議員になられる前から調査や資料収集をしています田丸城跡でございます。現在県指定の文化財ですが、国史跡としてふさわしい歴史的価値、保存状態であることの説明をするための資料を現在作成しておるところでございます。

また、県の指定は受けておりませんが、原の石仏庵について、いわゆる熊野古道として親しまれています世界遺産紀伊山地の霊場と参詣道のうち、熊野参詣道伊勢路を構成する文化財として追加登録がなされるように調査を進めており、そのための必須要件になる国史跡の追加指定を目指しております。

以上、2件でございます。

○議長（小林 豊） 南議員。

○2番（南 雅彦） 今、局長のほうから答弁いただきまして、2つほど考えられているということで、一つは田丸城と、一つは石仏庵ということで答弁いただきました。確かに前向きに考えていただくのはすごくありがたいと思います。お城がある町というのはどこでもあるわけではないので、すごく貴重な町だと思っております。町をやっぱり、お城という形が見ててというのがすごく大事だと思っていて、今でも町外からいろいろと見に来てもらっているお客様もいたりしますので、そこはしっかりとアピールできるところかなと思っております。

次の質間にいきたいと思います。

玉城町内にある文化財や、古くから存在するお寺や神社などを幅広い目線で他市町との協力の下、周知や情報交換などの活動を実施しているのか伺いたいと思います。

○議長（小林 豊） 産業振興課 里中参事。

○産業振興課長（里中 和樹） 南議員の質問にお答えします。

最初に、憲法上の原則として政教分離というのがありますもので、これは国や地方自治体の行政と宗教は切り離して考えるべきであるとする原則です。このことを十分理解した上でお答えします。

当町でのお寺や神社に関する周知、情報発信、基本、観光協会を設立したものですからそちらが実施しております。また、他市町との協力面という面でも、観光協会が近隣8市町、伊勢、鳥羽、志摩、南伊勢、度会、明和、多気、大紀と年2回会議を実施しておりまして、その中でそれぞれの観光地となるお寺や神社の現地視察、またはパンフレットなどを使ってそれが情報交換、紹介などをしておるという状態になっております。そのほかには広域の観光協会でもあります伊勢志摩観光コンベンションというところがありまして、ここが中心になって、今ですと伊勢神宮について、式年遷宮ですね、こちらにフォーカスしたイベントをスタートさせておりまして、そちらでは玉城町内にあります摂社末社を含む全125社を絡めたイベントを現在企画しております。

以上です。

○議長（小林 豊） 南議員。

○2番（南 雅彦） 担当課長から答弁いただきました。観光協会を通じて、やはり政教分離という難しいところがあるので、そこで8市町と協力し合って広めていくという取組をしていただいているということで、私も観光協会のほうにちょっとお邪魔させていただいた際に田丸駅の交流施設のところにパンフレットが置いてありまして、そのパンフレットが今は和訳しかないというところを英語に訳してインバウンドも狙うんだというふうなことを言っていまして、そこは伊勢の観光協会とも協力をしていくんだというふうなお話をいただきました。

先ほど摂社末社というお話が出ましたけれども、125社のうち玉城町には13の摂社末社があるということで、それぞれすごく貴重な文化財であると私は認識しております、摂社のほうは延長5年ということで、西暦で申しますと927年、末社ですと延暦23年ということでそれよりも古く、804年というふうな古い歴史を持っておるということでございます。それは古文書に記載された年が先ほど申し上げました927年と804年ということになります。そんな貴重な文化財、神社なんですけれども、それが玉城町にあるということがなかなか周知されていないというか、皆さんか、どこにあるのというふうな感じで、あんまり分かられていないというところが今の現状だと思います。

それで私も先日玉城町にある13の摂社末社を全て歩いて回ってみたんですけども、やはり神宮支庁の関係があるということで、手入れはされてはおるもの、行く道が草むらであったりとか、とても車で行けるようなところではなかつたりというふうな場所

が多々ありますて、観光に結びつけてしまうのは政教分離のことで先ほど課長が言われたように難しいということありますけれども、何かしら周知、知っていただくという面で学習を通じて、今でもやつていただいているとは思うんですけども、なるべくそういう違う方向でも進めていただけたらなというふうに思っております。

それで最後になりますんすけれども、町長は玉城町の文化、歴史の非常に見識が高いと認識しておるところであります。玉城町の首長としてこの文化財や歴史という財産をどうお考えになつておられるのか伺いたいと思います。

○議長（小林 豊） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） 南議員からのご質問の中にもございましたけれども、やはり神宮の摂社末社が町に13あると。あるいは玉城町に城址が残つておる、あるいは熊野古道世界遺産いで立ちの町であると。そういうところは皆さん方がご承知のとおり、玉城町の大きな特色であるというふうに思つています。玉城町がまちづくりの中で目指すところは、一番、玉城町の歴史、文化を大切にして、子供たちが地域に愛着や誇りをもつて成長していただけと、そういうことを掲げておるのが我が町のまちづくりのテーマになつておるんです。「だれもが安心して、元気に暮らせるまち」です。そしてその後に「ふるさと玉城」ということを掲げておるわけでございます。もう少し具体的に申し上げますと、この地域の自然や歴史や文化や、そしてそれに誇りや愛着を感じ、地域をよくしたいというそういう住民の皆さん方が集つていただけ、そしてそんな中でさらに魅力的なまちづくりをしていこう、これが玉城町としてのまちづくりのテーマでございます。

おかげさまで、議会をはじめ町の皆さん方の大変な、この町の歴史や文化についてご理解をいただけて、毎年のお城の石垣の修復をはじめ玄甲舎や、あるいはオブラートの小林邸や多くの歴史的な文化財について、大変関心を持っていただけて協力をしていただけておると、また、議員の皆さん方も年2回のクリーン作戦にもお城で清掃作業していただけておると。こういうふうに多くの皆さん方のご理解が生まれてきておるのが今の玉城町だと、こんなふうに思つております。

この玉城町の魅力は将来にわたつて守つていくものであると、欠いてはならないものであるとそんなふうに思つておるわけでございますので、これからも大いにこれを大切にしながら守り、発信をしていきたいとこんなふうに思つておるわけでございます。小学生高学年になると、「私たちの玉城町」という副読本がございまして、それに基づいて町の歴史を学んでいただけておると。あるいは子供たちにアンケート調査を、総合計画等の策定の際にいたしましたところが、玉城町のお城やあるいは的山や、いろんなところを町の自慢だというふうに感じておられる意見もありますし、ずっと町として、まずはこの町の特色である歴史や文化を大事にする、そしてその魅力にさらに磨きをかけていくと、これが重要なことではないかなと、こんなふうに思つておる次第でございます。

ありがとうございます。

○議長（小林 豊） 南議員。

○2番（南 雅彦） ただいま町長の熱い思いが、考えが伝わりました。

最後に、玉城町の歴史ある貴重な文化財、資料、記念物などを保護して、後世に伝えていく手段として地域の学習やまちづくり、一層高めていくようお願いいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

玉城町内における計画道路の推進状況について。

昨今、玉城町内に住宅造成が各所で見られるようになりました。その中で道路が新設及び改良され利便性がよくなり、周辺の土地開発が進み、住宅が立ち並ぶケースが存在いたします。道路の重要さを改めて考えさせられ、地域の発展には欠かすことのできないものと考えております。そこで現在の計画道路の進捗状況を伺いたいと思います。

○議長（小林 豊） 建設課 平生課長。

○建設課長（平生 公一） 当然宅地造成に伴います道路整備というのは、宅地造成が目的ということではないんですけれども、やはり広域的な道路網の整備ということで、我々建設課のほうとしても優先順位、また、町の方針に基づいて進めていくところでございます。また、議員のほうからは具体的な路線等の進捗状況もお聞きになるということで、この後に詳細な説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（小林 豊） 南議員。

○2番（南 雅彦） 町道栄町久保線にある町道、その同路線にある、中楽朝久田線のある片側車線なんですけれども、そこの土地の用地買収並びに完成予定はいつごろを予定しておるのか、また、栄町久保線、大野橋西交差点（県道鳥羽松阪線）ですが、以前から要望が多くあった待望の右折レーンが完成しました。それに伴い矢印式信号機を設置する計画はあるのか伺いたいと思います。

○議長（小林 豊） 平生課長。

○建設課長（平生 公一） 具体的に路線のほうを質問いただきました。議員が申し上げた栄町久保線、今この片側車線のところというのは町道で言うと中楽朝久田線ということで、若干同じ沿線でも路線名が変わることはご理解ください。こちら中楽朝久田線の、特に議員がおっしゃる三ツ橋交差点から西側へ、中央公民館までの間ですね。こちらの中で一部、片側車線の未整備区間が残っております。これにあっては、建設当時より地権者と交渉を重ねてまいりまして、やむを得ず現在の形になっておるということでございます。進捗ということでお尋ねがあるんですけども、こちらにつきましては、依然交渉中ということの中で、今後も引き続き工事着手に向け、用地取得に取り組んでまいります。ただ、交渉等の内容につきましては、個人の関係もございますので、詳細な説明についてはご容赦願いますようにお願いいたします。通行障害であることは我々道路管理者としても承知しております。解決に向けて今後も鋭意努力していきますので、ご

理解願いたいと思います。以上が町道中楽朝久田線についての答弁とさせていただきました。

また、別のこの沿線上なんですけれども、大野橋手前、こちらは栄町久保線ということで、こちらの右折レーンから矢印信号ということでお尋ねだと思います。こちらにつきましては、以前から通行方法に伴う交通渋滞が発生するということで、改善要望のほうをいただいております。これまでも要望を受け、交通安全対策として警察との協議を重ねてまいりましたが、交差点形状の見直しが必要ということでなかなか改善されず、現状はそのまま経過観察というような状態でございました。ただそんな中、毎年行ってきた交通安全の協議の中で、三重県と連携して、現交差点内の誘導線及び右折レーンの検討が改めてなされましたことで、急遽工事の段取りをかけまして、この町道部の右折レーン化をさせていただきました。結果、取りあえずは待望の右折レーンの完成に至ったということで報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（小林 豊） 南議員。

○2番（南 雅彦） 町道中楽朝久田線の片側通行箇所ですけれども、地権者との兼ね合いもあるということで、引き続き粘り強い交渉であそこの道路をスムーズに行き来できるよう、2車線を現実のものを早くしてほしいかなというふうにお願いしたいと思います。確かに今、片側ですとやはり車の行き来で擦れ違いのときに冷やっとする場面もあつたり、待っていても同じ、正面衝突を、急に出てきたりとかする危険な場面がよく見かけられますので、なるべく、地権者のこともあるんですけども、粘り強い交渉のほうをお願いしたいと思います。

それと、栄町久保線の延長上の大野橋西交差点のところの右折レーンですけれども、今まで夕方になりますと、産業道路という別名でもありますとおり、いろんな企業が渋滞で、帰宅ラッシュですごく混んでいて、本当に町民の皆様からも何とかならんのかという話をいっぱいいろんなところから聞くことが多かったんですけども、右折レーンができただけでもすごく粘り強い交渉をしていただいたのかなと。その辺は執行部のほうに改めて感謝申し上げたいと思います。

それと信号機なんですけれども。

○議長（小林 豊） 平生課長。

○建設課長（平生 公一） 申し訳ありません。先ほどの質問の中で信号機の計画ということで、私、答弁漏れしておりましたので改めて付け加えさせていただきます。

議員の言う新たな今後の要望ということで、矢印信号の設置のことをお尋ねであったと思います。こちら矢印信号につきましては、建設までの流れというのは、地元要望を警察に要望をして、その後、協議の結果設置の検討がされるということで、段階を踏むような流れになっております。今回の協議の中でも、矢印信号のお話も併せてさせていただきましたところ、今回右折レーンを設けたことで、こちらの効果を検証しながら今

後の設置について段階的に検討したいというようなことで、協議結果のほうはまとまっておりますので、今後も引き続きこの進捗であるとか、情報共有のほうをさせていただきたいというふうに考えております。

失礼しました。

○議長（小林 豊） 南議員。

○2番（南 雅彦） 矢印式信号機の設置に関して、もう既に警察のほうに交渉をしていただいているということで、あとはまたどれぐらいの時間がかかるかとか、それはまた粘り強い交渉とかをお願いしたいと思います。やはりあそこで青矢印ができたらすごくスムーズになって、あそこの渋滞がさらに解消されると思いますので、引き続き交渉のほうをお願いしたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

令和3年度着手、令和8年度完成予定の町道田丸宮古線の道路工事の進捗が遅れているよう見受けられるが、予定どおり完成できるのか伺いたいと思います。

○議長（小林 豊） 平生課長。

○建設課長（平生 公一） こちらは田丸大橋から南、浜塚団地のほうへ向かっての町道田丸宮古線でのお尋ねになります。議員がおっしゃられたように、こちらの路線につきましては、令和2年から国の補助金等を充て、道路改良事業に着手いたしました。令和3年度には用地買収及び一部着工、また、令和5年度には拡幅の支障となっていた電柱のほうを移転して、現在まで毎年工事のほうを継続してまいりました。その中で、当初計画していたこと以外のことが、工事制度の見直し、こちら具体的に申し上げますと、建設業等の環境改善、労働改善の関係で週休2日制の導入とか、また、人件費や材料費の高騰等で、ほかいろいろな要因によってかなり事業費のほうが増額いたしております。これによってなかなか当初見込んでいた進捗と比較いたしますと、若干鈍っておるというのが我々も思っておるところです。

具体的に完成時期がいつまでというのは、ちょっとこの場では申し上げられないんですけれども、このような事態を受けて私どもも、また、町長自ら国へ財源確保のほうも要望に努めています、一刻も早い完成を目指した道路改良の取組として、引き続き取組のほうを続けていきますので、その結果少しでも早い完成を目指したいと思っております。

以上です。

○議長（小林 豊） 南議員。

○2番（南 雅彦） 田丸宮古線の工事の遅れといいますか、あそこの期待というのはやはり町民の方からいっぱい声を聞きまして、雨が降ってちょっと水が多いときとか、擦れ違ひするときとかに危ないやないかというふうなことを言われたりもします。ですので、課長が言われたように町長と予算をつけにという交渉を行っていただいているところで、なるべく早めの完成を目指してという答弁をいただきましたので、そちら

のほうを引き続き進めていただきて、なるべく早く、そういう道路、町民のための道路というのを造っていただきたいなと思います。

これで私の質問を終わりたいと思います。

○議長（小林 豊） 以上で、南雅彦議員の質問は終わりました。

ここで10分間休憩とします。

(午前9時37分 休憩)

(午前9時47分 再開)

○議長（小林 豊） 再開します。

[12番 坪井 信義 議員登壇]

《12番 坪井 信義 議員》

○議長（小林 豊） 次に、12番 坪井信義議員の質問を許します。

12番 坪井信義議員。

○12番（坪井 信義） 議長の許可をいただきましたので、町政に関する一般質問をさせていただきます。久しぶりですので、柄にもなくちょっと緊張しております。

質問事項は2つであります。

まず最初、1番目。田丸駅南口、これは町のほうも特別に、今現在のところが北口なんか、じゃ反対側で南口なのか、そういうような規定もございませんし、JR東海も大きな駅ですと何側とかいろいろ言っていますけれども特別ないものですから、呼ばせていただくのに仮称ということでご理解をいただきたいと思います。この南口の開設に向けた取組について4項目の要旨で質問をいたします。

まず、1番目。先般、ボランティア団体ですが、駅でつながるまちづくり協議会が、メンバー間では「まち協」と呼んでおりますけれども、その「まち協」が南口の開放に向けて住民アンケートを実施されました。私もメンバーの一人なんですけれども。アンケート用紙は駅の改札口に設置をしたり、保健福祉会館、公民館等の公共施設等に置いたり、また、インターネットあるいは会員の在住する自治区、私も小俣地区ですけれども、ちょうど年度替わりで区の総会が行われる時期でしたので、区民の方に配布をして協力をいただきました。非常に年齢的にも広範な年代、特に駅に置いてありますと、高校へ通学する若い世代の人からも回答をいただきました。そういうことで、いわゆる住民アンケートとして理解をしていいんではないかというふうに思っております。内容については時間の関係がございますので詳細は触れないということにしておりますが、アンケートの集計報告という形で、まちづくり推進課を通じて町長のほうにもご覧いただきたいということでお配りさせていただいておりますので、まず1番目については、このアンケートの集計報告で町長はどのように受け止められたかお聞かせいただきたい

と思います。

○議長（小林 豊）　坪井信義議員の質問に対し、答弁を許します。

辻村町長。

○町長（辻村 修一）　坪井議員からのご質問です。

「駅でつながるまちづくり協議会」の皆さん方がアンケートを実施していただきました。どのように受け止めたかというふうなご質問をいただきました。このアンケートを実施するというふうな前から、私のほうへも代表者の方がおいでいただきて、こういうことをやりたいんだというふうなお話を賜りましたし、大変熱心に取り組んでいただいたことに感謝を申し上げたいとこんなふうに思っておる次第です。

議員もご承知のとおりですけれども、まずは玉城町としての町全体の土地利用を考えたときには、議会でもご質問もいただいたし意見もありましたし、また、多くの皆さん方からもご質問をいただいて、あるいは町全体の土地利用計画も考えながら進めておる中では、早くから南口開設、それはどういうことかというと、現在も残つておるように、都市計画、先ほどもご質問がございましたけれども中楽朝久田線からあるいは駅前駅裏線から、現在も駅前あるいは駅裏というふうな形でロータリーが残つておるというのが現状でございました。そんな中で町としてもう一つ大きな計画を立てましたが、今はもうほとんどのところでうまくいっておらないのが現状でございますけれども、橋上駅をどうしようかと、こういうふうな取組も商工会を中心につけて、そういう動きをした経過がございました。なかなか時代の変化の中で難しいというのが現状でございます。

もう一つお礼を申し上げたいのが、議会をはじめ多くの皆さん方のご理解で田丸駅が完成をさせていただいたというふうなことでございます。これも多くの皆さん方のご理解のおかげで、参宮線のほとんどの駅舎をJRさんとしてはいろんな経営の見直しの中でなくしていこうという、そういう方針が打ち出されておる中にあります、こうして田丸駅舎を残していただいたというようなことは皆さん方のおかげだと、こんなふうに思つておるわけでございます。そして、その後も引き続いて度重なる協議をしながら、なかなか時間がかかるわけでありまして、駅舎として附属しておりましたところのトイレ改修についても、これもご了承いただいて供用できるようになつた。もう一つは駐輪場。これも今回補正で計上もさせていただいておりますけれども、これもご了承いただいて、一つ一つJRさんとの協議の中でなければ、なかなかこちらが進めていくというふうなことにはならないというのが大事業であるわけでございます。そんな中でのご尽力をいただきました。そしていろんなコンサートを開催いただいたり、草花の紹介をいただいて、交流スペースを有効に活用いただいておるというふうなことに感謝を申し上げたいと思うわけでございます。

それで申し上げましたように、町からの長年の懸案事項とこういうことでございますので、まずはやはりアンケート調査を私も見せていただいたわけでありまして、定期的にJRさんのほうへもお邪魔をさせていただいたり、いろんな意見交換もさせていただい

ておる。あるいは毎年のことのように「さわやかウォーキング」で名古屋方面からやがて500人、600人の方々が田丸駅に降りていただき、ずっと楽しんでいただく、今年も開催をする予定でございますけれども、大変いい関係でJRさんとの交流が生まれてきたなとこんなふうに思っておりますので、このご意見につきましても真摯に受け止めをさせていただきながら、引き続き町の懸案でございますので、前向きにJRさんとの協議を進めていきたいとこんなふうに思っておる次第でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（小林 豊） 坪井議員。

○12番（坪井 信義） 今答弁いただきました。

町長がおっしゃるように、以前と比べますとかなり駅に対する住民の親しみといいますか、それは観光協会があえて常駐をするということも最大のメリットでもありますし、また、単に待ち合わせのスペースということではなくに、交流センターということで造っていただきましたので、町長もご披露いただきましたけれども、いろんな形でイベント等を開催して利用していただいている。このことは私どもの協議会でも先般、チエロのコンサートを利用しました。大変な人数で、JRさんにお叱りをもらうと、行政関係におきましたので、いけないということで、乗降客の整理を私が担当させてもらったんですけども、あのスペースで100名近くの方が見えました。一つには遠方から見えたという方もありました。これはなぜかというと、JRに乗ってきたら、例えばふれあいホールやったら歩いてどう行くんやとか、公民館でもちょっと道順がという状況の中で、交流センターは駅を降りればそのままという方がありまして、終わりましてちょっと話をする機会があったので聞きましたら、津のほうから見えた方が4名ぐらいありました。そういうことで、やはり場所的には交流センターというところは、そういった開催には非常に適しているんじゃないかなというふうに思います。

そうやって思うときに、ついでに言うなというような話なんですけれども、町長、玄甲舎についてもやはり裏を、南口を開設することによって利便性というのはかなり図られると思います。すぐ近くですから表から降りて行けばいいやないかというのは地元の人の考え方で、遠方から見えた方は玄甲舎といつても一体どう行つたらいいんやということで、私がお邪魔しているときには観光協会の人に道順を聞いているというふうな方がお見えになりました。教育委員会のほうでも道順とかあんなんで案内はしておりますけれども、やはり始めて来るとなかなか分かりづらいというふうなこともあるので、こういったことからも将来に向けてやなしに、玉城町の観光の開発とかそういうことも含めて南口の開放というのは非常に大事じゃないかなというふうに思います。

そして、このアンケートを取らせていただく中で当初、南新町にお住まいの方からは、次に質問をさせていただきますが、インフラとかそういう問題を含めて反対という意見が非常に多かったんです。しかしながら、以前と違って最近は住民の方の中にも南口開設に賛成する方が多いと。アンケートの結果には「関心している」というような評価を

いただきました。ですので、依然と状況もかなりよくなっているというふうに受け止めております。また、このアンケートは公的なものではございませんので、ただ住民の声をボランティアがそうやって拾ったということの中で、町長も一応評価をしていただきましたので、一つの住民の声として受け止めていただいて、前向きに進めていただきたいと思います。

次に2番目なんですけれども、町長がちょっと触れられましたんですけれども、最近のJR東海との折衝状況について、どういうふうな形で進められておるのかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（小林 豊） まちづくり推進課 中川課長。

○まちづくり推進課長（中川 泰成） 坪井議員からお尋ねいただきましたJR東海との折衝、協議の状況でございます。

町長につきましては、私とJR東海の本社を訪れることが多いです。そこでそちらの部長さんと大きな政策的な協議といいますか、情報交換、それから駅の、当然これまで駅舎の話でありましたし南口のことについても、会社としての方向性をぜひ開放に向けてご協力いただきたいというような交渉を行っております。それで定期的にというふうに町長は申し上げましたけれども、例年ですと春先にお邪魔をさせていただいて、というのがJRさんの人事異動のこともありますので、懇談をするのに非常にお話がしやすい時期ということもございまして、そういう時期を捉えてお邪魔をしている、ないしは「さわやかウォーキング」でこちらにお越しいただくというケースもありますので、せっかくお越しいただくんならそのときに少しお話をさせていただいて、情報交換、関係性を深めるということを行っております。

それから事務レベルに関しましては、私たちが所管をいたしておりますので、これまでと、駅交流施設の建設のことでたくさん事務方と話すことがございますので、そのときにこちらの案件が一段落したら、南口仮称ですかね、南口の開設についてもぜひ協議をしてほしいんだということでセットで、駅の交流施設だけで終わるということではないんですよという話の中で必ずつけて、南口の案件もつけて交渉をさせていただいておるというのが今の現状でございます。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 坪井議員。

○12番（坪井 信義） やはり定期的にJR東海とのパイプを持っていないと、事要件があるときだけ邪魔して、はい、そうですかという相手ではございませんし、そのことは私も過去に経験もしておりますので、なかなか、昔の国鉄とは大分変わりましたけれども、それでも鉄道会社は安全輸送ということを前提になかなかうまいこと逃げるといいますか、ホームのひさしの件もそうですが難しいところがありますので、日頃からそういうようなパイプをしていただいて、うまく進むようにお願いしたいと思います。

それから、南口の問題でインフラ等3番目に上げていますけれども、その前に、ホー

ムに屋根つきの待避所といいますか、ありますけれども、これもちょっと聞きますと、撤去したいというのがJR側の意向ということなんですけれども、実際、快速みえを利用される方、特に7時台の2本、これは松阪、津への通勤通学の方が非常に多いです。実際見てみると50名以上の方がホームに見えます。今日のように晴れた日はいいですけれども、雨が降ったときは皆さん傘を差すと逆に非常にホームで危ないと。だから今のがさしといいますか、屋根があればさんは傘を畳んでそこにおりますけれども、これが撤去されるとことになると、大変な事態にならへんかというふうに思います。日中はよろしいですよ。朝の快速のときだけということになるんですけども、それであれは確かJRが建築したものだと記憶していますので、新たに建築をしないということであれば、町のほうで建設をしてほしいというふうに思いますけれども、その際、今のところ意向で結構ですから、どういうような意向をお持ちか、町長でも課長でも結構です。答弁いただきたいと思います。

○議長（小林 豊） 中川課長。

○まちづくり推進課長（中川 泰成） 今ほどおっしゃっていただいたのが、田丸駅の上りのいわゆる上屋と呼ばれる待合の場所のことを指しておられるんだと思います。先ほど申し上げたとおり、ここのお屋について、JRさんとしては駅の構造物、管理するものなくしていきたいというのが意向ですので、おっしゃいますように、いずれこの上屋というのはなくしたいというのがご意向だと思います。それで私どももそれは困るねというのはもちろん認識をしておりまして、そこで先ほど申し上げた駅の交流施設を建築している最中なので、その間に上屋をなくすというようなことはやめてほしいんだと。駅の玄関口が整ったら、今度は南口の開放のお話もしてほしい、一緒に協議してほしいので、そのときにセットで考えるようにしてもらえんかと。なので、それまではこのまま残してほしいというような意向を伝えてあります。

また、町長と部長とお会いされる際にも、下りのほうは駅舎の中におれるんだけれども、上りのほうがそういう雨よけが全くなくなってしまうので、これについては残してほしいという要望はさせていただいております。ですので、ホーム上のものについては鉄道事業者の管理ということになってしまいますが、私どもが資金を出すといつてもJRさんとしては管理するものをなくしたいということなんで、それは非常に難しい話だというのが向こうさんのご意向でして、ですので南口とセットでお話をさせてもらって、まだ耐用年数がたくさん残っているんであれば残してほしいんだという話になりますし、そうでないとすると、これも一つ南口開放の際の大きな課題ということにならうかというふうな認識であります。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） 坪井議員のご質問ですけれども、現在の利用の状況から上り口のベンチなり屋根を壊してもらうては困るわけですわ。利用者の人の、皆さん方の声もご

ざいますし、これは残してもらうように働きかけていきたいと思っています。

以上です。

○議長（小林 豊） 坪井議員。

○12番（坪井 信義） 町長ありがとうございます。

そういう声が非常に多いですから、せひともこのことについてはJRの都合だけではなしに、課長言われましたけれども、JRもやっぱり営業収益を上げようと思ったら利便性を考えてもらわないと、建屋どうの、管理というだけでは営業につながらないと思います。というのは、もう今、向こう側に渡る歩道橋、あれ自体が高齢者の方にとっては大変厳しいというのもあります。これは南口を開ければ裏からの出入りができるので簡単なんですけれども、僕も記憶にありますけれども、僕よりもっと上の世代の人というのは昔線路を渡って向こうへ行っていたんですよね、町長もご存じだと思いますけれども。そのイメージがあるので、昔はできたけれども今はできないのかと言われる方もあります。これは最近の安全運行を考えると元へ戻せというのは無理かなとは思うんですけども、そういうもろもろの状況をクリアしていくかないと、これからは高齢化社会も含めてですけれども、なかなか利用者が増えないというのが現状だと思いますので、幸い町長も十分認識をいただいておりますし、また、担当のほうも折衝で頑張っていきたいということですので、この件についてはよろしくお願ひをいたしたいと思います。

次に3番目で、南口周辺のインフラ整備についてどのような計画案があるか、また、具体的に南口開放ということが具体性がない中で、裏をどうするのかと聞くのもあれなんですけれども、ただ、大変難しい状況であると。私も現場はよく知っていますので、いわゆる北口のほう、現在のところと比べると、駅舎と道路との落差というのは裏のほうが大分高さが違います。ということは単純に考えれば、障害者あるいはバリアフリーの関係でスロープを造ろうと思えばかなりの延長、今のような田丸タクシーさんの前のほうへ降りるようなルートやなに、もっと長い距離をスロープをつけなきゃならんというふうに思います。

それで冒頭、課長なり町長もおっしゃられましたが、都市計画道路の一環でございますので、通常の空き地スペースというふうには私も理解しておりませんので、あそこの構造を変えていこうと思うとそれなりに関係課、都市計画のほうとの調整とかいうのも必要になってくると思うんですが、その点に関してはどうですか。計画案というところも難しいんですが、南口を開放したときのイメージというかそういうものについてちょっとあればお聞かせいただけませんでしょうか。

○議長（小林 豊） 中川課長。

○まちづくり推進課長（中川 泰成） 坪井議員がおっしゃっていただいたように、南口のインフラの整備については様々な課題があるという認識を持っております。先ほどおっしゃられたホームと道路の落差、これによってスロープ、階段どちらにしても非常

に距離が必要になってくるということもありますし、例えば南口のじゃ駐輪場をどうしましようかであったりとか、駐車場それから停車場所、これについてどうしようかという問題も出てまいります。当然民家が近接しておりますので、そこに生活をなされている方々もお見えですので、当然、非常に丁寧に検討していく必要があるという認識も、これも同じだと思っております。また、「まち協」さんのアンケートの中にもそういったことも認識をいただいてご提案をいただいておるというところも当然承知はしております、現在のところですと内部の拠点整備検討会というのがあります、その中でいろいろ情報交換であったり、検討をさせていただいております。

おっしゃられた、私も何かイメージできるものができないとそれぞれの協議交渉というのができないなというふうに感じておりますので、とはいえJRさんもまるつきり、もう少し具体的に協議に乗りましょうよという形になつていかないと、つくったものがまるっと無駄になつてもいけないなと思っていますので、ちょっとこれは両輪で進めながら、例えば外部の検討の方を入れたりとか専門家を入れる中で、少しそういうグランドデザインといいますか、問題をそこへ全部出していくというようなことで、そういうものをまとめていきたいなというふうに思っております。その中で、もう一つは財源の話も当然出てまいります。今申し上げたようなことをやっていこうと思うと、非常に多くの予算が必要になってきますので、財源も含めてそういうものというのを考えしていく時期に来ていると思っておりますので、順次進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 坪井議員。

○12番（坪井 信義） 確かに運用となれば駐車場、駐輪場の確保が絶対必要であります。それよりも何よりも、周辺住民の方々の同意が大変重要だと考えています。これは早くからこの話を南新町の方とすると、圧倒的にやっぱり、あそこはどん詰まりというか駆で止まってしまうので、違法というか不法の駐車が増えてしまう。それで駐輪場もなければ、自分のところの家の周囲にも止めてしまふだろうというふうな心配をされる方が非常に多くありました。ですから、先ほど申し上げましたように、徐々に理解をいただいておりますので、やはりいざ開設となれば、そういう駐車場、駐輪場の確保がまずやらなければならないし、それでもって周辺住民の方の同意をいただくというようなことをしていただかないと、なかなか話は進まないというふうに思います。ですので、これは今すぐできる問題でもありませんし、ただ、いよいよ開設するという方向で進まれるのだったら、関係課との調整の中で進められることは進めていってほしいというふうに思いますので、要望といいますか答弁は要りませんので、そういう形でお願いをしたいと思います。

それから4番目です。南口開放に伴う広域活用について伺います。

このことは玉城町に限らず隣町の度会町の住民の方の利活用について、先日隣町の議

長さん、議長も出席があったということですが、集まりの中で中川課長も何か説明をされたんですか。その中で度会の議長さんから話があったと聞き及びましたが、どういった内容であったのかちょっとお聞かせいただけませんでしょうか。

○議長（小林 豊） 中川課長。

○まちづくり推進課長（中川 泰成） 駅の交流施設を設置以降、自治体の職員さんであったりとか地域の団体の方、また、議員さんがこの交流施設を建てたことに関するご視察であったりとか研修に来ていただく機会が増えてまいりました。その都度私も説明をさせていただくわけですけれども、その中で先般、8月に議員さんもお越しいただいて、その中で私も説明をさせてもらいました。これは議員さんであったりとか地域の方々は抜きにしても、近隣の市町の方々というのはその際質疑の中で必ず出てくるのが、南口の開設をぜひお願いしたいよというふうなお話も私もいただいたおりまして、その肌感覚としてはそういった近隣の方も非常に関心度の高い問題だなということは認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 坪井議員。

○12番（坪井 信義） 実際、私が総務課長をしているときに度会町の役場の方から電話がかかってきて、快速みえを利用したいんやけれども、駐車場とかそんなもの駅の周辺にないんで、玉城の役場の駐車場に止めさせてもらうけれども了解してほしいというような話があって、わざわざ快速みえに乗るんかなと聞いたら、伊勢市へ近鉄で行こうと思ったが伊勢市駅へ行ったらかえって不便やと。田丸から快速に乗ったほうがずっと便利なんやというような声も聞きました。それからまた、当時の、名前は出しませんけれども教育長さん、現在の度会高校ですけれども、生徒数が減ってきて、度会本校だけですよね、志摩の南勢のほうはなくなりましたので。生徒の確保ということで、一所懸命やっておられた方だったんですけども、それも南口を開けてもらえば度会町から朝快速みえに乗る人、住民を乗せてきて、その帰りに松阪あるいは宮川とかそっちの方面的生徒をバスに乗せていくというような方法も、度会町はもともと小中バスでやっていますから考えられるんで、そのためにはいちいち表に回ってやなしに、裏を開けてもらうとそういう利便性が高まるというような話ももう十数年前に聞かせてもらったことがあります。ですので、ぜひともそういった広域の活用ということも踏まえて、町長よろしくお願いしたいと思います。

それから5番目です。

これは関連してくるんですが、南口ではないんですが、駅前の自転車駐輪場の進捗状況について伺います。

このことについては、当初予算において工事費が計上されておりまして、今回9月補正で追加計上されておりますが、どういった状況で、当初は夏頃にはできるというふうに聞いておりまして、利用される住民の方から、いつになったらできるんやという声も

ありますので、そういう意味を、理由を払拭するためにもちょっとご説明をいただきたいと思います。

○議長（小林 豊） 中川課長。

○まちづくり推進課長（中川 泰成） 今ほど駐輪場の整備、屋根の整備に関してのご質問をいただいております。当初からの少し経過をお話を申し上げるんですけれども、あの駐輪場、坪井議員もご承知やと思うんですが、一番南口に1本、自転車を置く台が1本ありますて、その真ん中にもう1本ありますて、一番線路側にフェンスにくつついでのもう1本あるというふうな状況の中で現場も確認をする中で、今ご利用いただいておる自転車の置き台というのが、車輪をはめていく枠があるんですけども、通常斜めに、真っすぐにならないように真っすぐ斜めというような形でずっと整備がされておるんですが、現状のご利用というのが一つ飛ばし、平地に置くほうが置きやすいものですから、そういうご利用をいただいておりまして、見ますと大体250台ぐらい置けるような枠があるんですね。そこに一つ置きにされておりますので、その枠どおりに止めていただければ半分ぐらいのスペースでいくんではないかということで、2列の屋根の整備で全台置いていただけるんではないかというようなことで当初予算計上をして進んできました。

発注前にもう一度見直す中で、真っすぐになるとここはどうしてもぶつかってくるんで、斜め置きというのが利用しづらいよねというような意見といいますかそういうような状況を確認させていただきまして、相談もさせていただいたところなんですけれども、それやったらもう全面、今あるところの3列目について屋根をかけて、ご利用いただく方にご不便のないようにしてはどうかということで、今回この補正をさせていただいた。ですので、一番線路側のフェンスにくついているところは別としても、自転車の枠のあるところについては基本的に屋根をつけさせていただいて、あとは、この町協さんの中にもありましたけれども、バイクを置くところがないものですから、車輪止めのないスペースもつくる形で今回は補正をさせてもらって、利便性を向上しましようという中で今回補正予算で680万円補正をさせていただいたという経過でございますので、これは補正予算を通していただきましたならば、早速に10月には入札をかけて年度内執行、完成に向けて進めてまいりたい、こういう状況でございます。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 坪井議員。

○12番（坪井 信義） 今、説明いただきましたので、後ほどケーブルテレビをご覧になっている方については十分に理解をしていただけるかと思いますけれども、やはり皆さん夏場にはできるなんかというふうに理解がありましたので、どうなっているんだということですけれども、今の説明を聞きますと、より利便性を高めて設置をしたいということですのでそのことについては評価いたします。いたしますが、できるだけ早い段階で、皆さんの要望でございますので、屋根がつくということで随分違うと思います。利

便性が高まればそれだけＪＲの利用者も増えるというふうに考えますので、ぜひとも今披露していただいた形態で早く完成していただけますようお願いして、1番の項は終わらせさせていただきます。

次に、質問事項2の町営プールの猛暑対策について伺います。

タイトルに熱中症対策とかいうのが標準なんだと思うんですが、わざわざ猛暑と書かせていただいたのは、もう皆さんお感じのように大変今年の夏は暑いという状況でした。いまだに暑いんですけども、私も毎年小池流の泳法指導で数日この時期に町営プールに通っております。そこで現場での体験を基に質問させていただきたいというふうに思います。

まず町営プールも、町長も日頃よく言われますけれども、村山家からの寄贈によってできたプールということで非常に大切にしていきたいと。これは80年近く前から造られたプールということで、県下でも50メートルのプールというのは少ないんですよね。ですけれども、逆に言うと50メートルも要ったんかという話ですけれども、せっかく50メートルで造っていただいたプールですから、よりよく町民の方に使っていただきたいという思いも込めて質問させていただきますので、教育長のほうにもそのような受け取りをしていただきたいと思います。

このプールは、私も中高と水泳部でしたので夏場はずっと使っておったんですが、当時とは大きく変わってはおりません。ただ、中にアルミのものをはめ込んだりして、それからまた、脱衣所とか浄化の設備というものについては大きくりニューアルはされています。それは使い勝手がよくなりとても良いことだと思いますので評価をいたしております。ただ、この暑さ対策については全然なされていないというか、しようがないと言ってしまえばこれは議論にならないんですけども、何とかならないもんかなということでお聞きをしますので、ご理解いただきたいと思います。

要旨1に、水中につかっている状態でも直射日光が強くて、当然顔から上は出ますので、非常に暑いです。プールに入っている割には涼しき感というのはあまり感じられません。ですので、その対策について一つの提案になるか分かりませんけれども、50メートル全部設置してくれというのではなくて、プールの両サイドに鉄柱のようなものを立てて上を天幕で覆うというだけでも直射日光が塞げるで随分違うと思います。50メートル全部ということではなくて、一定の幅ですね、例えば20メートルとかそういうような幅でも、ひさしがあるというところで泳げばいいわけですので、いいかなと思います。ただ、年中天幕を張る必要はありませんので、夏場の利用のときだけそれを張って、あとは取ってしまえばいいというのはですね、私は指導で小学校の低学年の親子連れの方が見えて、お母さんは玉城町の出身の方で町営プールがあるということで、こちらへ、実家へ戻って見えたときに子供さんを連れてプールへ来ていたらしいんですけども、その子供さんが泳げないものですからプールの浮き輪に体ごと入れてもらってお母さんと戯れているんですけども、プールの浮き輪に入っていますから上半身まるっきり直

射日光に当たるんですよね。そうしたら途中で「ママ、暑い」と言い出したんです。お母さんは、水につかっとんのに何言うとんのと言うんやけれども、お母さん分からへんなと思って、子供さんの言うのが正直やと思って横から水かけていましたけれども。そういう状況で見ますと、何とか日よけといいますか、テントのようなものが設置できないか教育長にお伺いします。

○議長（小林 豊） 山村教育長。

○教育長（山村 嘉寛） 坪井議員の質問にお答えしたいと思います。

今年の夏も非常に暑くて、先ほどおっしゃられたように、プールに入っていてもプールに入っていない体の部分が直射日光に当たって非常に厳しかったということもお伺いしております。

町営プールの50メートルプール全体をしっかりと覆うとなると非常に大がかりな工事や改修となります。そのため簡便に光を遮る、遮光ができるような方法、設備がないか、できるのかどうかということも含めながら検討をしていかなければならないと思っております。ただ、周辺の住民の方々に迷惑のかからぬように、安全な方法や設備というのも併せて、できるかどうかというのを考えて検討していきたいなと思っております。

以上です。

○議長（小林 豊） 坪井議員。

○12番（坪井 信義） なかなか難しいというのは理解しておりますので、取りあえずは検討していただいて、ほかの箇所にもそういうものがないのかどうか、そこらも調べていただいてお預けをさせていただきます。

次、2番目のプールサイドの、今度はプールサイドです。サイドの暑さ対策について伺います。ご承知かと思いますけれども、町営プールは50分使用しますと10分間の休憩があります。これは小池流のほうもそうですけれども、全員がプールサイドに上がると。これは当然安全性の問題がありますので、ほかの市民プールなんかでも同様です。60分の単位で10分間は休憩時間ということで全員が上がる。これはもう致し方ないと思います。

ところが上がったらプールサイドですね、そこに身の処し方をするんですけども、日よけテントは一応設置はされておりますが、少し狭いのと、それから関係者とか管理員も含めてそこで休まれたりします。ですから大勢の子供があの下へ行くということがちょっと不可能であります。それですので、プールサイドに監視員の方が気を遣って、子供らが上がる前になるとかなりの水量をまいてくれるんです。ですけれどもこの暑さですので、まいたときは冷たいんです。だけれども、座っていると、子供やないけれども5分過ぎるとそのまいた水が湯のようになってくるんです。それで早く入りたいということを子供がいつも言ってくるんです。

ですので、プールサイドのいわゆる低温化という言葉がふさわしいかどうか分かりませんけれども、テント外のプールサイドの低温化、例えばプールサイドに水道管ぐらい

の細いのがあると思うんですけれども、あれをはわせて、途中穴を空けて水を噴射させて冷やすとかそんな方法も可能かなと思いますので、プールサイドの低温化というんですか、それについてはいかがでしょうか、お伺いをします。

○議長（小林 豊） 山村教育長。

○教育長（山村 嘉寛） 質問にお答えしたいと思います。

先ほど議員が言われたように、今年の状況を聞かせてもらいますと、プールサイドも非常に暑くて、随時監視員のほうで水をまいて温度を下げていたというような現状だと聞かせてもらっています。ですので、何らかの対策は検討していきたいと思っております。先ほどの答弁でも述べさせてもらったようなプールの遮光部分、そういうのを広げられて、プールサイドへも何とか広げられないのかと、そういうようなあたりも含めて検討していきたいなと考えております。

以上です。

○議長（小林 豊） 坪井議員。

○12番（坪井 信義） では、答弁いただきましたのでよろしくお願いします。

局長にちょっとお伺いします。これだけあれしてくれ、これしてくれというのに、利用者がどれだけあるんかというのも非常に大切なことだと思うんです。水道代も相当な金額になりますし、どこかの学校で管理ミスで、水道代が膨大になっていて先生が請求された事件もありましたけれども、50メートルのプールですからそれなりの水量で使うので水道料金もばかにならないと思うんですが、それがために利用者がどれだけやったのか、もう既にプールは終わっていますので、まとめた数字を局長のほうからお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小林 豊） 教育委員会事務局 山下参事。

○教育事務局長（山下 健一） 今年度につきましては、7月12日から8月31日ということで51日間の営業の時間がございました。そのうち3日間は雨で中止をさせていただきましたので、48日間営業させていただきまして、来客数としましては町内で1,860人、それから町外の方で411人です。合計しますと2,301人という方がお見えになっております。収支内容につきましては、水道代につきましては今年200万円ぐらいかかるってあります。人件費等々見まして、まだ確定していないので大体ですけれども、356万円程度マイナスになります。というのが今の現状でございます。

以上です。

○議長（小林 豊） 坪井議員。

○12番（坪井 信義） 公共のプールですから、とても採算というのは、ベスパとかあいうところのようなわけにはいかないというのは私も承知しております。ただ、局長がご報告いただいたように、町外の方の利用が多いのには正直びっくりしました。わざわざ町外から来られて、町営プールということで、それは確かに近辺に50メートルのプールがないということの一つの魅力ではないかというふうには思います。

だからといって利用料を上げるということもできないと思いますので、これは致し方ないというと財政として申し訳ないんですけども、ある程度は負担いただくことも必要ですけれども、住民の方にそれ以上の負担は求めずに有効活用をしていただきたいというふうに思います。特に水道代も相当な金額ということでございましたし、人件費、これはもうやむを得ないと思うんです。僕はいつも行っていても、50メートルの中ですので管理も大変やと思います。そんなとき、私らも子供七、八人しか面倒見られませんから、目の届かないところは監視員さんがサイドで見ていただかないといけないので、この人数も、金がかかることで、ほんなら一人減らそうかという問題ではないので、やっぱりそれなりに十分な手当をしていただきたいというふうに思います。

ですので、より利用を、町民の方に使っていただくということがまずは大事じゃないかと思うんです。そういう中で教育長にもこの新聞の記事をご覧になっていただきたいということでしたが、中日新聞の広域三重版に8月31日付で「夜のプールを夏の思い出に」というふうな記事が、町長もご覧になったことがあるんですか、中日新聞だったんですけどもやっていまして実際、紀北町が。それで、ここは民間の団体で運営しているようなんですが、「城ノ浜プール&ビーチ」というようなタイトルになっていまして、夜間に電飾で彩るナイトプールということでやられているそうです。日中の日差しを避けて、そしてまだまだ7時、8時台ですと気温も高いですので、大変好評のように書かれております。については町営プールでもそれはできないだろうかということで、教育長にお伺いします。

○議長（小林 豊） 山村教育長。

○教育長（山村 嘉寛） 坪井議員のプールのナイターでの運用についてお答えをしたいと思います。

現在のところ町営プールに関しましては、ナイターの運用というのは考えておりません。プールの猛暑対策ということに関しましては、ナイター運用というのは有効であるのかは分かりませんが、ナイター運用するとなれば安全面を考えてある程度以上の照度等を持った照明設備ですね、そういうものを設置しなければなりません。また、町営プールの場合、民家の中にありますので、周辺はJRは通っていますが、夜間は静かで落ち着いた住宅地もありますし公園等がありますので、照明が続いたら騒がしくなったりということを考えますと、ナイター運用というのはなかなか考えにくいのではないかなど考えております。

以上です。

○議長（小林 豊） 坪井議員。

○12番（坪井 信義） 町長すいません、質問通告も何もしていませんけれども、冒頭に申し上げましたけれども、村山家から頂いたプールということで、町長は大変な思いをプールに対してお持ちやないかと日頃私は理解していますので、今申し上げたナイタープールについてのコメントをいただければお願いしたいんですが。

○議長（小林 豊） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） 担当教育長のほうからもお答えをいただきました。全体として昨日もでございましたけれども、学校プールになりますけれども、やはりこの町内にも全て完備していただいておりますけれども、なかなか今の温暖化で子供たちが使えないという。そして民間の施設へこれから11月前後になりますけれども、バスで送迎して水泳の指導をいただくとこういうふうなことに、これだけの温暖化の中での子供たちの健康状態を考えていきながらというふうなことになりますけれども、夜間というふうなことになるといろいろ厳しいところがあるんではないかなとこんなふうに思いますね。ですから、これだけの温暖化がこれからも続くであろうとこんなふうに思いますので、子供たちはもちろんのこと、町の皆さん方のいろんな健康を考えてのライフスタイルを考えしていくことが全体として要るんじゃないかなと、こんなふうに思っています。

せっかく村山家から頂いた町営プールでございますから、小池流の皆さん方も伝承に大変力を入れていただいておるというふうなことだと。そして、何とかしていい形で利用ができるような環境は整えていかなかんなと、その都度維持補修はしていかなかんと。ただ、問題は大変負担がかかっておるというふうなことも現実でございます。48日の稼働日数でありますけれども、相当の町費を投入しておるというような現実でございますので、そうしたところを十分勘案しながら持続していくということをこれからも続けていく、その方策を町としてもう少し詰めていきたいなとこんなふうに思っています。

○議長（小林 豊） 坪井議員。

○12番（坪井 信義） 通告なしで答弁いただきましてありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○議長（小林 豊） 以上で、坪井信義議員の質問は終わりました。

ここで10分間休憩とします。

(午前10時37分 休憩)

(午前10時47分 再開)

○議長（小林 豊） 再開します。

[7番 井上 容子 議員登壇]

《7番 井上 容子 議員》

○議長（小林 豊） 次に、7番 井上容子議員の質問を許します。

7番 井上容子議員。

○7番（井上 容子） 議長のお許しをいただきましたので、通告書に従って一般質問をさせていただきます。

今回の質問は2つ。1つ目に少子化対策について。2つ目に多様性を認める社会の実現にむけてでございます。

それでは1つ目の少子化対策についてを5つの項目に分けてお尋ねします。

少子化対策といいますと、子育て家庭への金銭的支援を言われることが多いように思いますが、それだけではなく幅広い分野での支援が必要です。県が発表するデータでは、令和5年度出生率は減少、死産率は増加とありました。玉城町の合計特殊出生率は県内のほかの市町と比べても少なくないように思います。今後もその傾向が続くかどうかは施策次第であると考えます。まずは、合計特殊出生率を含めそれ以外の少子化対策に関わるデータ、第1子出生時の母親の年齢や高齢出産の割合などがあると思います。そういったデータの推移やそれに伴う今後の玉城町での支援の予定を5つに分けて伺います。

生殖補助医療が保険適用となり3年が経過いたしました。近隣自治体で不妊・不育治療の上乗せ事業が実施されていますが、玉城町では利用そのものが多くないのかなと感じました。子育てについては保育士が相談に乗るなど、町長もPRされておられます、それ以前の不妊についての相談対応や治療への支援について、町の現状と今後のお考えを伺います。

○議長（小林 豊） 井上容子議員の質問に対し、答弁を許します。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 少子化対策につきまして各項目にわたってのご質問でございますけれども、国、地方ほとんどの自治体で大変な少子化が急速に進行している現状でございます。今後も厳しい状況が続いていくものというふうに考えております。そんな中で玉城町といたしましては、妊娠に至るまでの支援から妊娠後の出産、子育てにわたる切れ目のない支援体制を続けておりまして、また、第3期の玉城町子ども・子育て支援事業計画を基にいたしまして、引き続き全ての子供の健やかな育ちを見守り、支援していく玉城を目指して、いろんな事業を展開しているところでございます。これからも支援を充実していきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（小林 豊） 地域共生室 山口室長。

○地域共生室長（山口 成人） 議員お尋ねの中で、合計特殊出生率のデータの推移でございます。玉城町の部分のみお答えをさせていただきますけれども、年度じゃなしに年になります、令和元年から令和5年までの数値でございます。令和1年は1.52、2年は1.39、3年は1.52、4年は1.60、5年は1.36となっております。

それと、第1子出生時の母親の年齢、また、高齢出産の割合でございますけれども、これにつきましては、令和4年度から6年度までの玉城町での母子手帳の発行の時点で集計をさせていただきました。ですので、実際の出生数や出産時の年齢とは異なりますので、あくまで参考資料としてご理解いただきますようお願いします。まず、第1子母子手帳発行時の母親の年齢でございます。令和4年度から令和6年度までの3か年の平均でお答えをさせていただきますと、発行時25歳から28歳の第1子で母子手帳を取りに

見えたお母さま方が多い状況でございました。この中でも28歳の方が最多となっております。次に、母子手帳発行時の高齢出産の方の割合でございますけれども、令和4年度30.2%、5年度20.6%、6年度18%と、こちらについては年度により差が生じております。これは第1子に限らず、第2子、第3子の部分も含めてということになりますのでご承知ください。

さて、1番の不妊治療制度の利用状況でございます。議員ご質問の中で、玉城町では利用者が多くないというご指摘をいただいております。ただ、申請件数自体は令和5年度17件、6年度19件と対象となる方はご利用いただいている状況やというふうに考えております。また、各医療機関におきましても、この制度自体はもう単独の制度ではございませんので、保険適用外の部分、当然各市町も助成制度がございますので、町だけではなく実施医療機関でもこういったご指導をいただいているので漏れはないかなというふうに考えております。まず、この制度自体は平成19年、三重県の特定不妊治療費助成制度が開始され、玉城町でも同年で制度のほうを実施しております。令和4年度からは特定不妊治療が保険適用ということになっております。現在、玉城町では先進医療など保険適用外の部分の助成を実施しておる状況でございまして、先ほど申し上げた5年度、6年度の申請につきましても保険適用外の部分の数値でございます。

また、不妊の相談についてなんですけれども、当然こういった申請がございますので保健師のほうは簡単な対応はさせていただきますけれども、相談自体は医療的な専門知識が必要となっております。ですので、三重県のほうで設置をしております三重県不妊専門相談センターが担っておるところで、何かありましたら、治療に関して詳細な部分はそちらでご相談をいただいているというような状況でございます。

あと、県内、上乗せで助成をしておるような団体もあるということなんですけれども、県内では11団体あるように把握しております。この部分につきましては、保険適用外、玉城町と同じように保険適用外の部分の補助をするものもあれば、保険適用の部分の自己負担分を助成しとするというようなところと、各市町ちょっと制度的には比較まではしておりませんけれども、そういう内容やということで承知をしております。玉城町といたしましても少子化対策の一環として、近隣自治体の動向を見ながら検討していく事項かなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 詳しくありがとうございました。

不妊治療といいますと、女性が受けるイメージがございますけれども、不妊の原因は男女それぞれ半数と言われております。当然のことながら、勤務先の協力が必要不可欠でございます。まずは、役場の中で職員に対しての支援を積極的に行わなければ、町内の各事業所に啓発することは難しいと考えます。休暇制度はもちろんですが、急に休めば一緒に働く同僚が仕事のフォローをしなければならないわけですから、職場全体の理

解も必要でございます。希望すれば急に休むことができない部署から、比較的融通の利く部署に移るということも念頭に入れる必要があるかと思います。玉城町役場ではいかがでしょうか。

○議長（小林 豊） 総務防災課 内山課長。

○総務防災課長（内山 治久） 玉城町役場における職員の不妊治療に係る意識につきましては、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の規定に基づき、特別休暇として1年に5日の範囲内で休暇を取得することができるようになっております。また、不妊治療に係る通院等ほか体外受精の場合は、1年に10日の範囲内で休暇を取得することができるようになっております。職員から不妊治療に係る休暇の申請があった場合は、所属課等におきまして配慮するよう努めてまいりたいと思っております。また、そのような組織づくり、体制づくりに努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） トヨタ自動車や大林組などはそういうたつ妊活制度をアピールして人材の確保に努めておられるようです。胸を張って町内中の事業所に妊活支援の啓発ができるよう、急な休暇にも対応できる職員の人数確保にも努めていただければと思います。

妊娠、出産について3つ目の質問でございます。

女性は閉経があることからタイムリミットの意識が強いように思いますが、男性にも年齢のリスクがあることを意識しておられる方は少ないのではないでしょうか。男性が45歳を超えると、女性の流産リスクが2倍になると言われております。EDでなければ妊娠させる力があると誤解されている方もいらっしゃいます。男性に特化した支援を創設してアピールすることもできると思います。先日、男性不妊専門の医師がテレビで、健康診断の血液検査に男性ホルモンの一種であるテストステロンの検査を追加し、早めに対処していくことを進めておられました。ちなみにテストステロンとは、男性の更年期障害や鬱に関係するホルモンの成分で、不妊に限らず、QOL（生活の質）にも関係しております。直接的には精液検査費用をはじめとした不妊検査を助成する自治体もございます。こういった助成制度を玉城町で進めることはできないでしょうか。お聞かせください。

○議長（小林 豊） 井上議員、先ほど企業の名称を述べたと思うんですけども、それは訂正されませんか。

○7番（井上 容子） ないほうがよかったですということでしょうか。

○議長（小林 豊） いや、それを問うるとわけなんですが、そのままいきます。

○7番（井上 容子） ちょっと休憩いいですか、暫時休憩で。

○議長（小林 豊） 暫時休憩します。

（午前11時00分 休憩）

(午前11時00分 再開)

○議長（小林 豊） 再開します。

○7番（井上 容子） 先ほど企業名を申し上げましたが、そちらは取り消させていただきます。

○議長（小林 豊） 山口室長。

○地域共生室長（山口 成人） 父親の高齢化に関する検査項目の追加や支援についてでございますけれども、議員が仰せのとおり、父親の高齢化に伴なうリスクに関する研究や報告などは多数見受けられます。ただ、妊娠、出産に係る意思決定は当然ご夫婦の中で当事者自らの意思でありますので、その点も踏まえてなんですけれども、まず不妊検査、先ほどテストステロンのほうと精液検査のほうを申し上げられておりましたが、まず、ちょっと順番を逆にしますけれども、精液検査。これ自体は不妊治療の中の部分で保険適用になっております。当然、女性のほうだけ先ほど申し上げた不妊治療の助成のほうの対象じゃない、ご夫婦で対象というような項目ですので、そちらについてはまず、その点だけご理解をいただきたいなというふうに考えております。

それと、テストステロン。男性ホルモンの一種でございますけれども、こちらについては、ちょっと調べましたけれども、全国的にこれに対する助成をしとするような自治体は今のところないよう見受けられます。当然、報道等の中でそういった情報が出てくるということは、何らかの動きがあれば国のほうとか、国、県、近隣自治体の動向も踏まえながら、助成制度ができればその時点で考えさせていただきたいなと思います。

これは先ほどの部分と若干ダブるんですけども、全国的に男性に特化したというより、例えば岐阜県の笠松町がございますけれども、これは精液検査のほうを出しとするように見受けられますが、この部分で出しとする部分につきましては、保険適用の部分の自己負担分の中の精液検査の部分に対して助成をしとするということですので、独自で新たな要綱とか、支給の規定とかをつくって出しとするような段階はまだ見受けられないんじゃないかなというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 半分は男性が原因であるのに、女性の不妊検査の結果を待ってから男性が検査を受けるご夫婦が多いので、今は男性も女性と同じ時期に検査する、不妊治療開始前不妊検査の助成制度が全国的に増えてまいりました。埼玉県だったでしょうか、それと兵庫県だったかがかなり多いかと思うんですけども、ですので、先ほどの精液検査単独ではございませんけれども、男女共に早期の検査というのは全国的に広まっておりで、ぜひ玉城町でもご検討いただければと思います。

妊活をし始めてから1年、35歳以上なら半年で不妊検査のタイミングと言われております。男性に特化せずとも少子化対策の一環として、初めの一歩を踏み出しやすくするために、不妊検査の助成を前向きにお考えいただきたいと思います。

では、妊娠、出産について4つ目の質問でございます。

以前、学校教育では命の授業をされていると伺いました。女性の妊娠、出産が中心になつてゐるのではないかでしょうか。また、義務教育卒業後、社会教育において不妊について学ぶ機会はあるのでしょうか。お聞かせください。

○議長（小林 豊） 山村教育長。

○教育長（山村 嘉寛） 質問にお答えしたいと思います。

小中学校の学校教育では、体育科や保健体育科、また特別教室などで、思春期になりますと個人差はあるが大人の体に近づいていくということへの理解や、妊娠、出産が可能となる観点から妊娠等を扱っております。当然ですが、異性の尊重など性に関する適切な態度や行動の選択が必要になることを理解できるようにすることにもなっております。それに加えて命の教育、先ほど紹介していただきましたが、今年でいいますと外部の方々を招いて、例えば中学校では「自分の体、心、未来を大切にするために」というテーマで生命誕生の尊さを理解し、自己肯定感を高める授業や、現代の性にまつわる課題、性暴力とかデートDVなどを知り、互いを守る知識を得るような授業を行っております。

また、今後は将来の健康と妊孕性を学び、ライフデザインを考える力を育む授業を開ける予定です。その年の生徒の様子であったり、招聘する講師の方々の専門性によって内容は少し変化することがありますが、命の教育が女性中心であるといったことはないと認識しております。

不妊について社会教育で学ぶ機会はあるのかの質問についてですけれども、小中学校の学習指導要領には不妊については触れられておりません。しかし先ほどの妊孕性を学ぶ機会では、不妊に関することも学ぶこととなると思います。社会教育では不妊について学ぶ機会というの今は現れません。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） お子さんのほとんどは子供ができないという想像はしづらいと思います。結婚したら当然のように子供ができるわけではないということを知る機会もつくっていただければと思います。

さて、少子化対策として出産、育児の支援も大切ではありますが、お子さんが玉城町をふるさとと認識して育っていただくことも、広い意味での少子化対策と考えます。転入による人口増加にも真剣に取り組む必要があるかと思います。

そこで、2項目めの質問に移ります。

里親制度や特別養子縁組という言葉は知っていても、興味がなければそれがどんな制度かなかなか知る機会はないように思います。例えば、養育里親は実親と暮らせない子供を一定期間家庭に迎え入れる制度です。子育て経験の有無に関わらず研修を受けた後に登録し、マッチングされた後、例えば親が入院する間の1週間や数か月の短期間養育

したり、成人するまでの長期間養育したり、場合によっては15歳になるまでに実の親と縁を切り、里親との特別養子縁組へ移行するケースもあるようです。玉城町での実績を伺い、制度の理解促進や周知についてどうしていくか、玉城町独自に支援制度をつくつていくことはできないかお伺いいたします。

○議長（小林 豊） 山口室長。

○地域共生室長（山口 成人） まず、少子化対策の中のご質問の中なんですけれども、里親制度、特別養子縁組制度につきまして、町としては、これは少子化対策じやなしに児童福祉の対策やというような位置づけをしとるところでございます。

里親制度、先ほど井上議員に説明もいただきましたけれども、これは現状の里親制度はどんな取組という部分をお話しさせていただきますけれども、三重県が令和7年3月に策定いたしました三重県社会的養育推進計画（第1期）において、社会的養育に関する総合的な対策が取りまとめられております。この計画に伴って、南勢志摩地域では、里親支援センター糸がこの10月1日を開設される予定でございます。里親や里子たちの相談、支援を包括的に提供する体制が、今後整備されていくというような状況でございます。それと実績なんですけれども、これはなかなか繊細な事情もございます。ですので、今、南勢志摩地域の里親の登録数なんですけれども、令和7年3月31日時点で20名登録の方がみえます。玉城町の方もみえると聞いております。

玉城町はどんな活動していくんやということにつきましては、この里親支援センター糸と連携しながら制度に関する理解や関心を高めるため、まず「広報たまき10月号」で周知をさせていただきます。そのほかイベントでの啓発活動や出前講座のほうも予定をされております。こういったことで、この糸との連携を強化しながら進めてまいりたいというふうに考えております。それと、里親につきましての特別な支援につきましては、里親になりますと里親手当というものもございます。町独自での金銭的な支援については、今のところ考えていない状況でございます。

また、特別養子縁組、こちらについては、養子縁組の一つとして民法のほうで規定をされておるような制度でございます。親の病気や貧困、また、親の元で暮らすことが適切でないような子供に対して公的責任で保護、養育をするとともに、養育に大きな困難を抱えている家庭への支援を社会的養護の一つとしてする制度でございます。この制度につきましては、こども家庭庁のほうが広く周知をされているような状況でございます。玉城町では二十数年間ないというような状況は把握をしておりますけれども、こちらにつきましても非常に繊細な事項でございますので、以上とさせていただきます。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 里親制度は、例えば突然ひとり親が長期の入院をすることになつても転校しなくていいように、小学校区に一組以上は受け入れ可能な里親がいらっしゃることが理想と言われております。しかしながら、里親にしても特別養子縁組にしても、お子さんとの年齢が大体40歳ぐらいまでとなるため、先ほどの質問にありました不妊治

療をされる方が補助を受けられる年齢ぎりぎりまで頑張られると、方向転換しようと思われたときに里親制度や養子縁組制度を利用できない年齢になってしまいます。不妊治療を始める前に、あらかじめ里親制度や特別養子縁組も視野に入れてライフプランを立てていただけようお力添えをお願いいたします。

3項目めの質問に移ります。

玉城町以外からの転入を期待するのであれば、支援の必要な親子の受入れについて、受入れ態勢を整えたほうがよいかと考えます。病気がちで働くことができない保護者や、DV被害に遭って保護しなければいけない親子など、何をするにしても、まず仮の住居の確保が必要です。玉城町で保護を受け入れることをきっかけに玉城町で子育てをしていただければ、玉城のお子さんが増えることにつながります。前回の一般質問で、配偶者の暴力被害者への町営住宅の入居についての体制について伺いましたが、受入れ依頼があればすぐに対応できるよう、関係各所での連携は構築いただけたのでしょうか。それも踏まえて体制整備について伺います。

○議長（小林 豊） 建設課 平生課長。

○建設課長（平生 公一） 議員お尋ねのDV被害者と町営住宅ということで、まずは現状のほうを申し上げます。

公営住宅法に基づきまして、玉城町では住宅に困窮する低所得者へ低廉な家賃で居住できるように、昭和53年より城東団地を、また、平成11年には第二城東団地を供給、管理してまいりました。今回お尋ねのDV被害者に対する住宅の確保ということなんですけれども、こちらについては町営住宅へ入居できる資格といたしまして、配偶者暴力防止法の規定に該当すれば、他の入居者と同様に申込みは可能となっております。しかしながら現時点では、DV被害者の優先入居であるとか、住宅の目的外使用にまでは至っていないというのが現状であります。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 公営住宅については、一時避難に迅速に対応する代わりに入居を1年以内と定めている自治体があつたり、社会福祉協議会の見守り拠点を設置して、様々なケースに対応する自治体があつたりと、公営住宅の空き部屋利用については各自治体で工夫されております。弱者を迅速に受け入れられる体制整備をお願いしまして、4項目めの質問に移ります。

○議長（小林 豊） 平生課長。

○建設課長（平生 公一） 質問の途中で恐れ入ります。

先ほど言われました空き部屋ということなので、ちょっと補足させていただきたいと思います。

令和4年度より4階の空室につきましては入居募集は行っておりません。これは入居者のニーズに対応するものであります。また、本年度からは3階についても募集しない

方針で、入居の募集を進めてきております。以前も答弁いたしましたんですけども、この空き部屋の利用ということですね、空き部屋の利用につきましては、案ですけれども、防災備蓄品の倉庫や、また、特に住居の安定を図る必要がある場合の受入先として、目的外使用の活用を検討していかないかんというふうに考えております。その中で、今後は議員がおっしゃられたDV被害者への生活再建支援にもつなげることが必要であると考えておりますし、これにあつては建設課だけでなく、地域共生室や福祉事務所への情報提供等も今後行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） それでは4項目めの質問に移りたいと思います。

保育所の人手不足改善に向けていろいろ対策を練っておられることと思います。玉城の保育所で、本来保育士の担う事務作業を請け負う職員を別に配置する取組は、実際、保育士さんから非常に羨ましがられ、良い取組だと思っております。ただ、特性に合わせて業務を限定して保育士を採用する私立のこども園もあるそうで、保育士獲得に向けてそういう取組も以前紹介させていただきましたし、また、企業保育、つまり保護者の勤め先などで保育をしていただけるよう支援をすれば、企業保育に移っていただいたお子さんの分の空きができる、町立保育所に入所できるお子さんが増えるというふうなことでご提案させていただいたこともございます。いろいろな方からいろいろな提案があつたかと思いますが、玉城町でもこれらができるかどうか検討いただけましたでしょうか。また、現在の改善状況を伺います。

○議長（小林 豊） 山口室長。

○地域共生室長（山口 成人） まず人材確保につきましては、現在も確保困難な状況に変わりはございません。前任の答弁の中で、ホームページ、広報誌、保育士の求人専用の求人サイトの活用やハローワークの活用、保育士の養成校である大学等への働きかけ、また、地域おこし協力隊の活用などを申し上げております。当然ハローワークとか、継続的にできるような事項につきましてはしておりますけれども、結果として至っていないというような状況でございます。そんな中で、今回まちづくり推進課の協力を得まして、保育士の、地域おこし協力隊の制度を活用するように進めております。これにつきましては、近く募集のほうがかかるような状況まで進んでいるところでございます。また、就学資金の貸付け制度につきましても県内でも事例がございますので、その辺りを参考に今後検討を進めていきたいというふうに思っております。非常に厳しい状況でございますけれども、まず令和8年4月の新規採用職員も若干数確保はできるかなというふうに思われます。8年度の入所申込がこの10月8日より開始されます。8年度の待機児童の発生を抑えられるように努力いていきたいというふうに考えております。

また、併せまして企業保育につきましては、企業様のほうで設置をされるというようなことですので、現状玉城町のほうではございませんので今のところ考へてはいない状

況でございます。支援については考えていない状況でございます。それと、役割を限定した保育士の活用、採用等につきましては、週20時間未満の短時間の保育士というふうな捉え方で私はおるんですけれども、全体が足りない中、その中でも人それぞれ働き方が異なります。そういうことを十分考慮して人材確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） では、5つ目の質間に移ります。

玉城町では支援の対象を町立学校に所属する児童、町立保育所、こども園に所属するお子さん、給食費の補助なら町立の小中学校に所属する児童生徒に限っておられます。しかしながら、町内のお子さんには様々な事情により町外のこども園だったり、学校だったり、町内の県立学校に通っておられるお子さんもいらっしゃいます。公平公正の観点からも同じ支援を受けられるように配慮をいただきたいと思います。過去何度も同じやり取りをしていただきましたが、改めて伺います。給食費の補助、放課後児童クラブや病後児保育の対象者を玉城町在住のお子さん全てに広げていただくことはできないでしょうか。

○議長（小林 豊） 山村教育長。

○教育長（山村 嘉寛） 学校に関して質問にお答えしたいと思います。

玉城町内の小中学校給食に係る食材価格高騰対策補助金については、食材価格が高騰している学校給食材料費に対して、玉城町内の小中学校の安定した、安心安全な学校給食が提供できるようにという目的でありますので、現在の状況で継続していきたいと思っております。

なお、小中学校の入学祝い金や中学校の卒業祝い金に関しては、玉城町内在住であれば同じように支給されております。

以上です。

○議長（小林 豊） 保健福祉課 見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊） 保育所についての給食補助につきまして答弁……違いますか、保育所は関係ない。失礼いたしました、すいません。

○議長（小林 豊） 暫時休憩します。

(午前11時26分 休憩)

(午前11時26分 再開)

○議長（小林 豊） 再開します。

山口室長。

○地域共生室長（山口 成人） 放課後児童クラブについてお答えさせていただきます。

まず、放課後児童クラブ対象要件の一つとして、玉城町立の小学校に通学している児童ということがございます。この点を議員にご指摘いただいておるのかなというふうに

は考えるんですけども、まず、各児童クラブとも小学校の敷地内、また隣地にございます。下校時に直接行けて安全に行けるような環境、また、学校と児童クラブの先生方の密な連携、こういったことを考えますと、これまでそういった希望のお声も聞いていないようなことも確認をしましたので、現在のところ対象者の拡充は予定しておりません。それと、今後ご希望される方が見えましたら、直接お声を聞き、その上で検討していきたいというふうに考えております。なお、さくら児童館、梅がおか児童館の2か所につきましては、児童館でございますのでいろんな方が利用可能な状況でございます。

続きまして、病後児保育でございます。現状、下外城田保育所が実施場所となっておりまして、定員は2名というようなことでございます。こちらにつきましても対象児童は町立保育所入所者の1歳から就学前までの間にある児童との要件がございます。ただ、申し訳ないんですけども、現在病後児保育事業は保育士不足のため、令和4年度から休止しとするような状況でございます。町内在住者への拡大につきましては、先ほどの人材不足も含めてまず待機児童の解消、それと病後児保育事業、この事業の再開をするために保育士の確保をまず最重要としており、町内在住者への今現状での対象拡大については、これらが解決した後に検討していきたいと思います。

なお、病後児保育につきましては、現状伊勢市と協定のほうを締結しております。かんだ小児科様が運営されている病後児保育えんぜるの利用が可能となっております。利用については玉城町立の保育所の入所者のみでなく、町内在住で他市町の保育所や幼稚園を利用されている方も可能となっておりますので申し添えます。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 暫時休憩します。

（午前11時30分 休憩）

（午前11時30分 再開）

○議長（小林 豊） 再開します。

山口室長。

○地域共生室長（山口 成人） 地域共生室長 山口。

私、先ほどの答弁の中で「病後児」のところを「病児後」というふうな発言があったので、訂正させていただきます。正しくは病後児保育という言葉になります。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） それでは、2つ目の多様性を認める社会の実現に向けてに移ります。

障害があるというだけで、まるで悪いことのように言う方は残念ながらまだまだいらっしゃいますし、7月には日本人ファーストという言葉が大きく取り上げられ、間違った解釈から外国人に偏見を持つ方が顕在化したように思います。新しい言葉への理解促進（L G B T Qなど）には町でも積極的に取り組んでいただいていると思うのですが、町内の人々への配慮が細部にわたって、時代に応じているとは思いにくい状況です。

個人に努力を課す前に町で支援できることはあると思います。まずは町民の差別意識に対する今後の対応について伺います。

○議長（小林 豊） 税務住民課 梅前課長。

○税務住民課長（梅前 宏文） まず、人権擁護を掌管しております税務住民課から、人権の現状についてお話をさせていただきたいと思います。まず人権講演会というのを開催させていただいております。この講演会には、これまで身体や精神に障害をお持ちの方や難病をお持ちの方、また、外国の方などをお招きして、様々な人権についての当事者や関係者から直接話を聞く機会を設けて、人権について考えたり学んだりするきっかけづくりとして年1回開催させていただいております。ちなみに今年は11月29日に開催の予定をさせていただいております。また、ほかにも法務大臣が委嘱しております人権擁護委員さん、この皆さんも6名いらっしゃるんですけども、年間を通じて相談活動や啓発活動、あと人権教室なども学校のほうで行っていただいたりして、活動のほうを行っていただいております。

今後についてなんですけれども、まずはこういった現状を理解していただいて、人権を考えるきっかけづくりにしていただくというのが大事なことなのじゃないかなというふうに考えますので、今後も講演会活動や広報を活用させていただいて、人権の啓蒙啓発活動を地道に積み重ねていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） ありがとうございます。

では続きまして、学校における発達支援、学習支援に対する認識について4つに分けて質問いたします。

まず最初に、過去の質問で、学校では専門の教員が対応くださるとの答弁をいただきました。私の認識が間違っているのかも分かりませんけれども、改めて、どういった役割の大人が何人で、どれくらいの時間、どのように対応いただいているのか具体的に伺いたいと思います。

○議長（小林 豊） 山村教育長。

○教育長（山村 嘉寛） 教育長 山村。

質問にお答えしたいと思います。

学校ですけれども、ご存じのように公立小中学校の教職員定数というのは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、いわゆる標準法といわれるものによって決められております。教諭等は学級数に応じて配置されます。それが基礎定数と言われるものなんですけれども、例えば、例を挙げますと小学校では13学級ですと、校長、教頭を除いて14名といったような具合です。そして、それに加えて政策目的に応じて国や県が配分してくる加配定数というのがあります。例えばいじめ、不登校対応等の児童生徒支援などがあります。そのようにありますが、加配定数は学校によって

ある・なし、または常勤・非常勤講師等の配置が異なってきます。

また、それとは異なりますが、玉城町では町単独で小中学校の理科専門の非常勤講師を巡回したり、各小中学校に週20時間非常勤を配置したりして、児童生徒をきめ細かく指導、支援しているといったような具合です。そういう中で、各小中学校では各学級の授業を複数で行うチーム・ティーチングや少人数に分けての習熟度別授業をして、きめ細かく児童生徒に支援を行っているといったような具合です。

今、人数ということを言わされましたけれども、令和7年8月1日現在では、町内の小学校児童862名に対してなんですかけれども、校長、教頭を除いた教諭等は52名、非常勤講師が18名、支援員23名で対応しております。教諭等は平均週22時間程度授業を行い、それ以外の時間は教材研究や校務分掌等の業務を行っているという具合です。また、町内中学校生徒は441名に対して校長、教頭を除いて、教諭等29名、非常勤講師9名、支援員7名で対応しております。教諭等は平均20時間程度授業を行って、それ以外の時間は教材研究や部活動指導、生徒指導等の業務を行っているといったような具合です。またそのほかに、全学校に養護、または養護助教諭、そして栄養教諭は町全体として中学校に1名、事務職員は各学校に1名、それに中学校に臨時の事務職員1名が配置されています。昨年度から養護教諭の支援非常勤講師、今年度からは栄養教諭の支援非常勤講師が中学校へ1名配置しておりますし、また、スクールカウンセラーは、県からですかけれども、中学校へ週2回、各小学校へ月2回ほど巡回しているといったような具合です。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 大変申し訳ありません。時間配分を間違つておったようでございますので、まとめて質問させていただきます。

昨年、飛騨市で全ての小中学校に学校作業療法室が設置され、新聞にも取り上げられました。同じように作業療法士を玉城町でも配置することができないかが一点と、ICT支援員や学習支援員など、困り事を抱えていらっしゃるお子さんに対して、その困り事に応じた支援ツールを使うことに対してICT支援員さんや学習支援員さんなど、支援はどの程度対応できているのか伺います。

○議長（小林 豊） 山村教育長。

○教育長（山村 嘉寛） まず、作業療法士などの専門家の配置のことですが、今のところ作業療法士などの専門家を常時、または定期的に配置はしておりません。各学校の状況や要望を聞きながら、強い要望や必要性があれば検討は考えていきたいなと思っております。

また、支援ツールのことに関してですが、支援に関する教材や教具等は各学校で要望や必要に応じて購入をしてもらっております。タブレット端末への支援ツール等は個々のタブレットにアプリ等を入れることはできます。また、学校の要望に対してICT支

援員に対応してもらっているといったような具合です。ただ、アプリの中身には有償のものであったり、様々な条件つきのものがありますので、要望があればすぐに入れられるというものではないものもあります。今後も学校の要望を聞きながら支援できるようにしていきたいなと思っております。

なお、学習支援員は指導するものではないので、個々の児童生徒に応じてその現場で支援をしてもらっているといったような状況です。ただ、何か気になることがあれば当然情報共有をしてもらったり、要望や意見などを各学校の特別支援教育コーディネーターなどに伝えてもらったりといったような状況です。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） では、学校に関する最後の質問でございます。

不登校の児童生徒に対する個々の困り事はどのように解決していかれるのでしょうか。現在、町としてどういう状況を目指しておられるのか伺います。

○議長（小林 豊） 山村教育長。

○教育長（山村 嘉寛） 不登校の児童生徒に対することなんですかけれども、不登校児童や生徒の学校へ行きづらくなったような原因とか理由などというのは様々ですし、はつきりは分からぬといった場合もあります。それと同様に、先ほど議員がおっしゃられた困り事に関しても児童生徒様々ですし、児童生徒本人と保護者とが異なっている場合もあります。また、その状況によっては困り事の内容が変わっていくといったような具合もあります。また、それらを解決していくには非常に困難な場合があります。学校においては担任を中心に、不登校に対応する委員会やスクールカウンセラーなどを通して、場合によっては外部の機関に児童生徒及び保護者と相談などをして解決につなげているといったのが現状です。

また、町として支援のことはどのようにという質問に対してですかけれども、不登校児童生徒への支援の目標については、一人一人の状況や様子が異なりますので、ただ単に学校に登校するという結果のみを目標にするのではなくて、その児童生徒の状況や様子に応じて目標を設定しております。児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的自立をすることを目指す必要があると思っております。児童生徒は将来社会へ出て行くということから、そういう意味では学校生活の期間では目的達成までの期間が短い場合もありますので、学校だけでなく友人や地域、または何らかの機関など外とつながっていくことが、社会的自立の支援につながっていくと思っております。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 3つ目の質問に移ります。

技能実習や特定技能の海外から来られる方への誤解を解消するような相互理解の促進など、町民として海外から来られた方も住みやすくなるような対策は考えておられるか

伺います。

○議長（小林 豊） 梅前課長。

○税務住民課長（梅前 宏文） 本年8月末現在で、海外の方が191名町内にいらっしゃいます。うち技能実習の方々が大体47%ぐらい、特定技能の方々が大体22%ぐらいを占めておるような現状です。その方々の国籍はどうなのかということになるんですけれども、ベトナムの方が45%を占めておって、あと中国、タイ、インドネシアですね、この国の方々で大体30%を占めておるような状況になっています。当然ベトナムの方々はベトナム語を使用されますし、中国国籍の方々は広東語や北京語を、あとタイの方はタイ語ですし、インドネシアの方は英語が多いということになっています。そういう方々の役場窓口の対応になってくるんですけども、基本的にはスマホのアプリを使用させていただきながらの使用になってくるんですけども、職員のほうは一応英語ができる職員はおるんですけども、ほかの言語については難しいという部分になっております。また、申請の関係もそういった外国語に関連しておるような対応をしておらず、申請書なども日本語のみということになっております。

ただ、本年の4月1日に特定技能外国人を受け入れていらっしゃる事業所の方々は、所在の市町に協力確認書というものを提出の必要があるようになりました。これによって私どもから、例えば地域の暮らしのルールなんかを、要請なりを今後は行っていければよいなというふうに考えております。また、これも4月にできた手続ですので、今後は近隣とか先進事例なんかを情報収集をしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 実習生も収入に応じて税金を納める玉城町民に違いはありませんので、玉城町の福祉やサービスを十分受けられるようにご配慮いただきたいと思います。最後の質問になります。

識字障害や色弱の方、障害をお持ちの方や、それともちろん外国から来られる方にとって玉城町の表示が生活しやすいようになるように、例えばごみの分別の籠の色を見やすくしたり、籠の表示を分かりやすくしたり、広報にてもいろいろ参加しやすいような広報の表示の仕方を工夫していただくことは可能でしょうか。お聞かせください。

○議長（小林 豊） 生活環境室 松田室長。

○生活環境室長（松田 臣二） 現在、町内のリサイクルステーションに設置しています分別籠につきましては、伊勢広域環境組合、伊勢市、明和町、度会町、玉城町、1市3町で構成しておりますが、統一されているものを使用しております。そこで既に資源別色分けをされているため、別の籠を現在のところ準備する予定はございません。リサイクルステーションにつきましては、正しい利用方法について「ゴミ減量化読本」を住民の方に配布をしてございます。その中で、外国人の方が利用されていることが多いと思われるリサイクルステーションにつきましては、自治区からの要望等もございまして、

必要に応じ、利用については外国語の表記の採用をしたり、イラストで分かりやすく説明を記載するなど掲示をしておるところでございます。現在もそういった工夫はしておるところでございますが、多様性を認めていくまちづくりにつきまして、可能な限り改善すべき点については対応可能と考えておるところでございます。

○議長（小林 豊） まちづくり推進課 中川課長。

○まちづくり推進課長（中川 泰成） 「広報たまき」に関しましては、多言語化した広報誌というのは今手元に持っているわけではございません。ただ、PDFでご覧いただく際にそのままでは変換できないので、テキスト形式でそのパート、パートをご覧いただけるページというのを別に持っておりますので、そちらでご自身でそれに応じた外国語に変換をしていただいてお読みいただくというような仕組みはつくってございますので、こちらのほうをご活用いただきたいというふうな考え方でございます。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 玉城町のイベント案内には終了時間が書かれていないことが多いようでございます。特性のある方には終了時間が分からないと参加しにくい方もございますので、そういうところにもご配慮いただきまして……

（「議長、一ついいですか、すいません。いいですか、ちょっと休憩していただいても。休憩をお願いします。すいません。」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 暫時休憩します。

（午前11時49分 休憩）

（午前11時51分 再開）

○議長（小林 豊） 再開します。

井上議員。

○7番（井上 容子） 先ほどの終了時間の表示については取り消させていただきます。これで私の一般質問は終了させていただきます。

○議長（小林 豊） 以上で、井上容子議員の質問は終わりました。

一般質問の途中ですが、昼食休憩のため、ここで休憩といたします。

続きは午後1時から再開いたします。

（午前11時51分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○副議長（前川 さおり） 再開します。

諸般の事情により、午後からは議長に代わり、私が議事進行を務めさせていただきます。

それでは、午前中に引き続き、一般質問を行います。

〔1番 坂本 稔記 議員登壇〕

《1番 坂本 稔記 議員》

○副議長（前川 さおり） 1番 坂本稔記議員の質問を許します。

1番 坂本稔記議員。

○1番（坂本 稔記） 議長の許可をいただきましたので、通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

私の一般質問の中では、事前に配付をしております資料を参照していただく場面がありますので、私のアナウンスに沿ってそのときご覧になっていただければと思います。

私からの質問は上下水道関連事業の現状と今後の展望についての1件であります。

それでは、早速ですが質問をさせていただきます。

昨今、全国各地で老朽化をした上下水道管が原因となる事故が相次いでおります。例えば、京都市では老朽化した水道管が破損をして大規模な漏水事故が発生いたしました。また、埼玉県八潮市では同じように、老朽化した下水道管が破裂をして、道路が陥没するという大変深刻な事故が起きています。こうした事例は決して特別なものではなくて、全国の自治体で共通して起こり得る問題です。玉城町においても管路の老朽化や維持管理の課題は例外ではなく、住民の安心安全に直結する大きな問題です。上下水道のインフラ整備は町民の暮らしを支える基盤であり、その持続的な維持管理は極めて重要な政策課題です。以上のような背景を踏まえて、玉城町における上下水道事業について、どのようにお考えか町長の所見を伺います。

○副議長（前川 さおり） 坂本稔記議員の質問に対し、答弁を許します。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 坂本議員から上下水道関連事業の現状と今後の展望について、今質問の要旨についてお話を聞きいたしました。全く同感でございます。全国的にもこうした事故が発生しておるということでございまして、町といたしましての上下水道事業について、現状把握をしながら今後につないでいかなければならぬと、これはもう当然のことだと、こんなふうに思っております。

少しだけお聞きをいただきたいと思ひますけれども、町政70年を迎えた年であります。玉城町の少し、昭和30年から何を一番大事にしてきたかということでございます。まずは4つの、1つの町と3つの町が合併した。そんな中ではやはり農業中心にいたしました基盤整備、特に国のパイロットの指定を受けました勝田実行組合からスタートいたしました基盤整備から始まりまして、まずその次に何を考えたのかというと、やはり生活インフラ、つまり議員お尋ねのとおり、人間が生きていく上で一番大事な水の確保が必要だ、こういうことで取り組んだのが我が町でございました。

かつてはご承知のとおり、下水道が普及しておりませんでしたですから、井戸へ雑排水が流れ込んでおったと。あるいはまた、地下水があるいは井戸が枯れてしまったとい

うふうな現状が起きてきたというふうなこともありましたし、もう一つは生活雑排水を農業用水に使っていたと。こういうのが下水道が普及するまでの町の現状でございました。そんな中で町といたしましては、日本一の清流と言われるところの宮川の地下水をくみ取って、そして山岡の水源地から、岩出の配水池から、もう一つ山神の配水池から上げて町全域をカバーしておると、こういうことでございました。大変、先人の皆さん方、議会はじめ、町の将来を見据えての取組をしていただいたと感謝をしておるわけでございます。

そして、もう一つは下水道事業でございます。

集落排水事業が3つあります。宮古、そして岩出、中角、そして小社・三郷、昼田も入れてというふうなことでございますけれども、平成12年に宮古の集落下水道を完成させたと、こういうことでございました。随分と、ご承知のとおり農業用水の枯渇の現状から、かつては生活雑排水をせき止めて、そして田んぼへ引いておったというのがついこの間までの現実でございますけれども、生態系が復活してきた、魚が戻ってきたと、こういうような現実でございました。大変、町の生活環境をよくしていくためにご努力をいただいた、そして今日があるということではありますけれども、ご承知のように、昭和50年、51年供用開始をした上水道、そして平成12年からの集落排水から数えて今日に至る下水道、流域下水道として構成しておるところの管理をしておるわけでありますけれども、そういったところの施設の老朽化というふうなことは大変心配をしておるところでありますから、議員ご質問のとおり、これからも持続的に維持管理をしていくというふうなことは極めて重要だと、こんなふうに認識をしております。よろしくお願ひします。

○副議長（前川 さおり） 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） 過去の玉城町の上下水道の成り立ちをふまえて、また、上下水道インフラというのが大切であるというところを答弁をいただいて安心をいたしました。

そういうお考えを踏まえた上で、まずは上水道関連について質問をさせていただきます。

令和7年6月に国土交通省から発出された国水水113号という通知があります。この通知では次のように、水道管の素材の一つである鋳鉄管の更新対象とその計画を明確に定めております。概要は以下のとおりです。緊急輸送道路下に埋設されている鋳鉄管、また、その他の導水管・送水管・配水本管の鋳鉄管、本更新計画の策定期間は令和8年度から令和17年度までの10年間とされておりまして、さらに緊急輸送道路下の鋳鉄管については、令和12年度末までを一つの区切りとして更新を進めるように求められています。この通知が出された背景には、全国で起こっている鋳鉄管の破損事故による道路陥没事故や水漏れ事故等、重大なインフラトラブルが多発しているという現実があります。特に冒頭に述べました京都市の事例では、鋳鉄管の破損が原因となって大規模な漏水事故に至ったものであると。まさにこの通知の契機となった一例でもあります。

現在日本で広く使用されている水道管の素材としては、鋳鉄管であったり、ダグタイル鋳鉄管であったり、塩化ビニール管、ポリエチレン管、こういった種類のものがあります。こうした事例や材質の特性、これは玉城町にとっても決して他人事ではなくて、町民の安全を守る上で軽視できない課題と考えています。したがって、使用されている管材の種類を把握してそれに応じた更新計画を立てることは、国水水113号通知に対応していく上でも不可欠であると考えています。

ここで事前にお配りした資料1を見ていただきたく思います。

こちらの資料は玉城町近隣区域の緊急輸送道路を表したものになります。紫の点線で囲った地域がおおむね玉城町内というふうに認識をしていただいて結構です。ちょっとフリー手帳で書かせてもらっていますので、おおむね玉城町の区域と見てください。この資料を拝見すると、町内には幾つかの緊急輸送道路が敷設されているかなというふうに見てとれます。そこでちょっと伺いたいのですが、町内の緊急輸送道路下に埋設されている管路、その材質は何か、また、緊急輸送道路以外に埋設されている導水管、送水管、配水管、これについて材質の状況を伺います。

○副議長（前川 さおり） 上下水道課 上村課長。

○上下水道課長（上村 和弘） 議員お尋ねの緊急輸送道路でございますが、現在玉城町においては、伊勢自動車道玉城インターチェンジから主要地方道度会玉城線及び県道田丸停車場斎明線を北上して下田辻交差点を右折、田丸神社前から役場庁舎に至る町道部がその位置づけとされております。この道路線下における当町の水道管理設状況ですが、口径250から150ミリメートル、これのダグタイル鋳鉄管及び口径150ミリメートルの硬質塩化ビニール管、これらを敷設しております。このダグタイル鋳鉄管でございますが、先ほど来出ております普通鋳鉄管に比べ、強度それから延性、韌性、これらが大幅に向上した鋳鉄管でございまして、耐震性、耐久性に優れた管材となっております。

なお、緊急輸送道路下以外の導水管、送水管、配水管についてもダグタイル鋳鉄管及び硬質塩化ビニール管を使用しておりますので、普通鋳鉄管を布設している箇所はございません。よって、国が示す更新計画には該当しないものと認識しております。

以上でございます。

○副議長（前川 さおり） 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） ただいま答弁の中で玉城町内の主要管路については、ダグタイル鋳鉄管であったり塩化ビニール管であったりというところで、強度や耐震性に優れたものが使用されていると。リスクが高い普通鋳鉄管ですね、現在問題となっている普通鋳鉄管については存在していないというところを確認ができました。この点については、町民の安全を守る観点から大変心強く受け止めております。しかしながら、材質がもし優れていたとしても、設置からの経過年数や土壤の条件などによって劣化は進行するというふうに考えています。したがって材質の状況を把握するだけではなくて、耐用年数であったり、実際の劣化状況をどのように管理していくのかというのが今後の更新計画

を考える上では重要になるというふうに考えております。そこで伺います。町内に埋設されている導水管、送水管、配水本管の耐用年数をどのように把握しているか教えてください。

○副議長（前川 さおり） 上村課長。

○上下水道課長（上村 和弘） 当町における上下水道管路については、様々な口径及び材質の配水管を布設しております。その管理については施設台帳を基に整備を実施しておりますところでございます。なお、管材については地方公営企業法施行細則により、法定耐用年数が40年と定められております。ですが、先ほど来おっしゃったように、埋設条件等によるものの、例えばダグタイル鉄管であれば70年から80年が実使用可能年数というふうに言われております。

以上でございます。

○副議長（前川 さおり） 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） ただいまの答弁で、町としては台帳を管理して、管路の材質であったり耐用年数というのを管理されているというところを確認ができました。また、法定年数については40年とされてはいるものの、実際には管材や埋設条件によって変わってくるというところについて理解をさせていただきました。しかしながら、このような材質であったとしても、将来的には必ず更新が必要になる。これは避けて通れないというふうに認識をしております。そこで重要なのが、町として更新計画をどのように立てて、そのための財源というのをどうやって確保していくのかというところが重要なになってくると思っています。そこで伺います。上水道全般における更新計画と、その更新に必要となる費用の捻出方法について伺います。

○副議長（前川 さおり） 上村課長。

○上下水道課長（上村 和弘） 議員お尋ねの件ですが、水道事業にあっては法定耐用年数を迎える管のほうもございます。この一部の管路についてはもう既に改修の実施を始めておりまして、さらに本年度、更新計画を発注し、基幹配水路から順次改修をしていく予定であります。

なお、本事業に係る費用にあっては、水道、下水道共に地方公営企業会計であるため、独立採算が原則となっております。したがいまして、施設整備について必要な資金については、利用者様から頂戴する水道使用料収益、これらをもって充てることになります。ですが、当然大規模な更新工事となれば、事業費についても規模が大きなものとなります。そういうことになれば、不足分は企業債の借入れ等を検討して貰いたいというふうなことで考えております。

以上でございます。

○副議長（前川 さおり） 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） はい、承知しました。順次更新を進めていっていただいているという点と、必要に応じて財源確保の検討をしていただいているというところを理解いた

しました。その上で、今ありましたが、将来的に規模の大きな更新が必要という場合には、事業費の増大だけではなくて、町民の皆様への丁寧な説明というのも大切なふうに思っています。財源確保の検討と併せて更新の優先順位、長期的な見通しというのを適時適切に示していただければなというふうに思っております。

玉城町の上水事業は健全な事業運営がなされていて、直ちに料金改定を必要とする状況ではないというふうに理解をいたしました。この健全性を維持しながら、将来の更新に備えて計画的に取り組んでいただければなというふうに思っております。

また、あくまでもこれは提案ですが、新たに道路整備や道路の改良工事を行う、こういったときにはその機会を捉えて、水道管の更新ですね、これも併せて実施することも効率的であって、近隣住民の方の負担を抑えた整備の手法の一つにもなると思いますので、工夫をしながら事業を進めていただければと思います。

続いて、次の質問です。

下水道関連事業について質問をさせていただきます。

全国的に下水道管の破損による事故が各地で発生しております。直近では、埼玉県八潮市で下水道が破損をして、大変痛ましい大きな事故が起きたのも記憶に新しいところであります。こうした事例を踏まえると、玉城町においても下水道事業の定期的な更新と健全な運営が、上水道事業と同様に必要であるというふうに捉えています。健全運営の観点から令和6年度のそれぞれの決算書を見てみると、水道事業と下水道事業の会計には大きな違いがあるということが分かりました。特に下水道事業の収益費用明細書には、他会計負担金及び補助金として多額の金額が計上されておりました。この点が特徴的です。確かに収益的収入と収益的支出、この均衡は取れている。ですがその均衡は、こうした多額の繰入金によって成り立っているのが現状というふうに捉えています。まずはこの他会計負担金及び補助金の内訳を明らかにする必要があるというふうに考えています。下水道事業会計収益明細書に計上されている他会計負担金及び補助金の内訳について、具体的にどの会計からどのような性質の繰入れが補助されているのかを伺います。

○副議長（前川 さおり） 上村課長。

○上下水道課長（上村 和弘） 議員にご質問いただきました下水道事業収益費用明細書の内訳についてご説明を差し上げます。

令和6年度決算において、他会計負担金及び補助金として3億7,529万9,000円を収入しております。この内訳としまして、公共下水道事業で3億3,273万7,000円、農業集落排水事業で4,256万2,000円を収入しております。このうち国が定めております地方公営企業に対して一般会計が負担すべき経費の繰り出し基準、これに基づき算定された基準内繰入額、これが2億2,741万4,000円、これに併せて政策的経費及び地方公営企業の事業収入で経費を賄い切れない部分を補填するために算定された基準外繰入れ、これが1億4,788万5,000円となっております。

以上でございます。

○副議長（前川 さおり） 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） ただいまの答弁で他会計負担金や補助金の内訳について具体的に伺いました。やはり町の下水道事業というのは、一般会計からの多額の繰入金によって支えられている現状というのが改めて明らかになったというふうに受け止めています。この点を踏まえた上で、次に注目すべきは、町が実際に払っている下水処理費用と町民の皆様から頂いている使用料、収入ですね、この関係というふうに考えます。

そこで伺います。

宮川流域下水道の施設維持管理負担金、すなわち玉城町が下水処理費用として支払っている金額について具体的にお示しください。併せて町民の皆様から徴収している下水道使用料のうち、農業集落事業に係る部分を除いた宮川流域下水道に対応する使用料収入の合計額をお示しください。ここで農業集落排水の部分を除外するのは、玉城町の下水処理が宮川流域下水道と農業集落排水、2つの仕組みから成り立っているためです。今回の質問はあくまで宮川流域下水道に限って支払っている費用と、その利用者からの収入に焦点を当てて考えたいと思っているというところです。よろしくお願いします。

○副議長（前川 さおり） 上村課長。

○上下水道課長（上村 和弘） ご質問いただきました宮川流域下水道維持管理負担金についてご説明差し上げます。

令和6年度決算におきまして、維持管理負担金として1億8,000万6,082円、この額を負担しております。これを処理しました汚水1立米当たりに換算しますと単価は126.1円となっております。これに対しまして、農集排の使用収益を除いた額を同じく決算額で出しますと、1億7,392万2,426円となっております。これをまた処理した汚水量1立米当たりに換算しますと単価は103円程度であるため、この差額分については一般会計からの基準外繰入れを充てておるという状況でございます。

以上でございます。

○副議長（前川 さおり） 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） ただいまの答弁で宮川流域下水道に支払っている処理料というのと、町民の皆様から頂いている使用料の収入というものの差額が明らかになって、その部分については一般会計からの繰入れによって補填されているというところが明らかになりましたと存じます。町が払っている処理費用の単価のほうが住民から頂いている下水道料金の単価を上回っている。これちょっと不思議な逆転現象と私は捉えているんですが、町の負担が先に立って、料金収入が追いついていないという状況に今あるというふうに捉えています。

ここで一つ皆さんにご理解いただきたいと思っているのが、宮川流域下水道というのは公益財団法人として、利益を生むことを目的としていない法人というふうに考えています。必要最小限の人件費や経費、これらで運営をされていて、玉城町が実際に支払っ

ている下水道の処理費用というのは実際に必要なコストで、そこに上乗せはされていないというふうに考えるのが妥当です。その特性上、宮川流域下水道に支払っている維持管理費、この部分を引き下げるというのは事実上困難であるというふうに捉えています。ここで確認させていただきたいんですが、こうした逆転現象ともいえる構造について、町としてどのように認識しているのかを伺います。

○副議長（前川 さおり） 上村課長。

○上下水道課長（上村 和弘） 先ほどから答弁をさせていただいておる中でもお答えをさせていただいておりますが、地方公営企業会計である下水道事業、これは独立採算の原則に基づいて、下水道事業に要する経費については、下水道を使用している皆様の下水道使用料により賄い、そして運営することとされております。しかしながら、近年の物価上昇、電気料金の高騰、また、老朽化した施設の更新等がある中、下水道事業の経営において資金不足、これを起こさないように国の基準によらない基準外繰入れ、これに依存をせざるを得ないというような状況になっております。ですが、今後この基準外繰入れを可能な限り低減させていくことが必要であると、このように考えております。

以上でございます。

○副議長（前川 さおり） 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） 今の答弁で、町としてもこの逆転現象は問題であるというところを認識されていることが確認できました。そうであるとするならば、次に考えないといけないのは、その差額をどう解消していくのかという点になります。先ほど述べたとおり、宮川流域下水道の維持管理負担金というのを引き下げるのは事実上困難です。したがって、町としての対応策というのは、収入の側ですね、すなわち下水道料金の在り方をどう見直していくかというところに行き着くことになります。

また、令和6年度玉城町一般会計、特別会計、公営企業会計決算審査意見書には次のような記述があります。「令和6年度から流域下水道維持管理負担金が1立方メートル当たり91円から115円に改定をされ、前年比4,793万7,000円の負担となっていることから、近い将来再度の使用料の改定（値上げ）をお願いする必要があるので、町民の方々には最後まで行き届いた分かりやすい説明をお願いしたい」との記載があります。ちょっと補足させていただくんですが、ここでの維持管理負担金というのは消費税が入っておりませんので、先ほど答弁があった金額とは若干異なるところをご理解ください。このように外部審査の観点からも将来的な改定の必要性、下水道料金の価格改定の必要性が指摘されているところです。

企業会計の健全性を確保するためには、この差額分をどのように埋めていくのか検討する必要があります。その一つの方法として、料金改定、これは現実的には避けて通れない課題ではないかと考えておりますが、今後どのように検討されているのかそのお考えを伺います。

○副議長（前川 さおり） 上村課長。

○上下水道課長（上村 和弘） 先ほど来ご説明を差し上げておるとおり、独立採算が原則となつておる中で、収支の不足分については一般会計からの繰入れにて均衡を保つてゐるような状態でございます。さらには、宮川流域負担金が令和2年から3年前に料金改定をされております。これがずっと増額が続いておるような状態でございまして、この中で当町においては供用開始後から令和4年まで料金を据え置いた状態で運営してまいりました。また、近年の人口減少に加えまして、核家族化、単身世帯化及び節水型社会の定着が進みまして、今後使用収益の減少が、さらに減少していくであろうということが予想されております。これに対して既存施設の維持管理等の経費が増大することが予想されておりますので、今後も持続可能な事業運営を図る中では、当町においても料金改定が必要であると考えております。

しかしながら、一度にその水準まで大幅に上げるということをするのではなくて、住民の皆様のご負担をできるだけ抑えながら、徐々に適正な水準へと移行してまいりたいと、そのようなことを目指して段階的に改定をしていくということが必要であると考えております。

以上でございます。

○副議長（前川 さおり） 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） ただいまの答弁で、町としても将来的に段階的な下水道料金の値上げ、その必要を認識していただいているというところで、認識が一致し安心しております。

そしてその上で、併せて考えておかないといけないと思うところがありまして、それが税の公平性の観点かと思っております。下水道事業を支える一般会計からの基準外繰入れは、下水道を利用していない、区域外、したくてもできない方の町民の税金からも賄われているということになります。すなわちこれは、区域外の町民にとっては直接サービスを受けることができないにもかかわらず、間接的に費用を一部負担しているという、こういった構造になっています。この点について、もし今後も一般会計の基準外繰入れが必要となる場合には、税の公平性を確保する観点から、下水道指定区域外の町民の方に対しても何らかの配慮とか支援策が必要ではないかと考えておりますが、町としての見解を伺います。

○副議長（前川 さおり） 上村課長。

○上下水道課長（上村 和弘） 議員お尋ねの下水道区域外の、いわゆる浄化槽が設置の必要な住民の方々については、浄化槽を設置時に設置補助金として、例えば合併処理浄化槽5人槽であれば33万2,000円、高度処理型合併処理浄化槽5人槽であれば44万4,000円など、その規模に応じた額を補助させていただいておるというふうな状態でござります。

以上でございます。

○副議長（前川 さおり） 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） 今の答弁で、下水道指定区域外の住民の方に対しても浄化槽設置時には補助金を支給していただいているという説明をいただきました。この点については、区域外の方々に対しても一定の配慮を行っていただいているというふうに理解をしております。しかしながら、設置時の補助に加えて維持管理に要する費用というのも、これもまた住民の皆さんにとって大きな負担ではないかというふうに考えています。公平性を確保するためには、今後は維持管理の側面にも目を向けた支援策が必要なんではないかなというふうに考えています。

ここで資料2をご参照ください。

こちらの資料は四日市市のホームページから抜粋をして、皆さんにご覧いただいているものになります。

例えば四日市市では、区域外の浄化槽利用者に対しては維持管理補助金を支給する制度というのを設けています。具体的には、合併浄化槽の法定検査で適性もしくはおおむね適正と判断された施設を対象に、浄化槽の規模に応じて年間1万6,000円から2万2,000円の補助を行っております。玉城町においても基準外繰入額の額に応じたこういった補助を行う、区域外の住民の負担軽減を検討していただければというふうに思っております。こういった事業をしていただければ公平性の観点からも有効であるというふうに考えております。

税の公平性と併せて、もう一つ大切な視点というのが環境の保全についての部分であると考えています。下水道の整備は単なる生活基盤にとどまらず、川や地下水を守ったり、地域の自然環境を良好に保全する役割があるというふうに思っています。その意味で、下水道処理区域内にありながら、まだ接続されていない世帯についてはできるだけ早期に接続を促進していくことが重要だと考えています。

そこで伺います。下水道処理区域内の住民のうち、未接続となっている世帯数や割合はどのくらいか、また、接続を促進するためにこれまでどのような施策を講じてきたのか、また、今後どのように取り組んでいこうとされているのかを伺います。

○副議長（前川 さおり） 上村課長。

○上下水道課長（上村 和弘） 現在、当町における公共下水道の処理区域、こちらは393ヘクタールとなっております。この中で対象となる人数でございますが、1万3,100人、このようになっております。この中で接続いただいている人数が1万956名の方々でございまして、接続率に直しますと83.63%、このようになっております。これに農業集落排水事業の処理人口1,201人の方々を加えますと、接続率が96.47%というふうになっております。したがいまして、残りの数%が未接続であるというふうなことになります。

この区域の中で、当然、未接続のお宅がございますと、そこをもとに害虫であるとか悪臭であるとか、こういった発生が懸念されます。せっかく整備した下水道の本来の機能が発揮できないことが予想されます。したがいまして、そういうお宅に関しまして

は、我々でもってリストアップを行いまして、定期的に勧奨もしくは自宅訪問等を行い、可能な限り接続率を100%に近づけるよう臨んでまいる所存でございます。

以上でございます。

○副議長（前川 さおり） 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） 接続率というのがとても高くて96.4%以上、ほぼ100%に近い状況であるというところを理解させていただきました。まず、ここまで接続率を高めてこられた町のこれまでの取組について評価をさせていただいて、そしてさらに、引き続き実施していただければというふうに思います。その上で、あくまでも提案ですが、下水道指定区域内外問わず、合併浄化槽を公共事業として町が管理するような仕組みについても、もし実現するようなことがあれば、これは住民全体にとってもプラスになるのではないかというふうに考えています。この点についても今後の検討課題としていただければと思います。

ここまで、上水道事業、下水道事業の様々なことについて伺ってまいりました。いずれも事業の持続的な運営にとって避けては通れない課題であって、町としての総合的な判断が求められるものというふうに考えています。そこで改めて、これまでのやり取りを踏まえて、町長として上下水道事業の課題をどのように総合的に認識されているのか所見を伺います。

○副議長（前川 さおり） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） 冒頭にも申し上げましたように、町の皆さん方の毎日毎日の生活環境を守っていく、水、下水道、これはもう一番の基本のことでございますから、ご指摘にもいただきましたように、この上水道事業あるいは下水道事業の健全性を維持していくということは一番重要なことだと思っておりまして、そんな中でご指摘もいただいておりますけれども、やはり料金改定の見直しが要ると、こんなふうに思っています。そして近く、あらかじめ議員の皆さん方にもこの案についてご検討いただく機会をお願いしたいという準備をしておりますので、どうぞその節はよろしくお願ひをいたします。

以上です。

○副議長（前川 さおり） 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） 町長におかれましても、指摘であつたり提案を受け取っていただけたというふうに私としては今思っております。

上下水道のインフラ整備というのは、何度も申し上げているとおり、町の基盤を支えるとしても大切な施策です。上水道事業についてはこれまで健全な運営が行われていて、直ちに料金改定は必要な状況にはないと理解しています。一方で、下水道事業に関しては処理費用と料金の逆転現象、一般会計からの基準外繰入れに依存する現状があり、将来的には段階的な料金改定を避けられない課題であるというところも明らかになりました。下水道料金の値上げは住民の皆様にとって痛みを伴うものであり、同時に町としても非常に難しい判断を迫られるものです。しかし、問題を先送りにして次の世代に負担

を押しつけること、これはあってはならないことと考えています。もし料金改定が必要となる場合には、町民の皆様に丁寧に説明を行い、しっかりと理解を得ながら進めていくことが不可欠だと思っています。今を生きる私たちの世代が責任を持って対応し、その姿勢というのを次の世代に示していく、これが町政のあるべき姿であると申し添え、私の一般質問を終わらせていただきます。

○副議長（前川 さおり） 以上で、坂本稔記議員の質問は終わりました。

これで本日予定していた日程は全て終了いたしました。

明日9月12日は、一般質問2日目及び提出議案に対する質疑を予定しておりましたが、一般質問は本日で全て終了いたしましたので、午前9時から本会議を開き、提出議案に対する質疑を行いますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

(午後1時32分 散会)